

成尊作『観心月輪記』について

— 紹介・翻刻と作者成尊 —

苜米地 誠 一

一、はじめに

小野曼荼羅寺第二世小野僧都成尊（長和元（一〇一二）—承保元（一〇七四）正月七日寂）の著作に『観心月輪記』一卷がある。本書は菩提心としての心月輪を観想することを説くものであるが、菩提心について一体相・二功能・三方便の三門分別によって示している。その中に月輪観と阿字観とが説かれており、また功能としては阿弥陀の極樂浄土への往生が示される。写本が流布するとされるが、今は京都・東寺観智院と名古屋真福寺宝生院に写本を見出したので、これを紹介するとともに、観智院所蔵本を底本とし、真福寺文庫所蔵本を対校本として本文を翻刻し、国訳を付す。また併せて作者である成尊の伝記上の問題について触れたい。

二、成尊の著作

成尊の著作として目録類に挙げられるのは、先づ『諸師製作目録』⁽¹⁾には

真言付法纂要集（「真言宗付法纂要抄（鈔）」『大正藏經』第七七卷・『大日本仏教全書』第一〇六卷所収）
観心月輪記（本書）

の二部を挙げ、智積院第二十八世謙順（一七四〇～一八一二）撰集『諸宗章疏録』第三⁽²⁾には「小野僧都成尊（増補。仁海付法。釈書第九、本朝第十一）」として

愛染大次第口決一卷

六帖口決五卷

観心月輪記一卷

舍利講式一卷

真言付法纂要鈔一卷（後三条院の勅を奉じて撰す）

三密随聞記（遍明鈔に出づ）

の六部を挙げる。

この他、『仏書解説大辞典』には

観心月輪記

最後灌頂常行心要法

指帰一言鈔

真言（宗）付法纂要（鈔・抄）（付法纂要鈔・纂要鈔）

徒師灌頂決疑鈔（伝法灌頂決疑鈔）（『真言宗全書』第二七卷所収）

遍智院（灌頂秘決）

無明記

などが挙げられるが、『最後灌頂常行心要法』は恐らく鎌倉期末頃成立の偽撰書であり、「遍智院（灌頂秘決）」は、遍智院といえは鎌倉後期の醍醐寺座主・宰相僧正遍智院成賢（一一六二～一二三二）のことであり、恐らくは成賢と成尊とを誤ったものである。『指帰一言鈔』・『無明記』については不明である。『徒師灌頂決疑鈔』は、師仁海から受法した灌頂の口決で、第一・二巻が寛徳二年（一〇四五）二月二十日から永承三年（一〇四八）八月四日に至る間、第三巻が永承四年（一〇四九）正月十九日に醍醐寺に於いて北尾上人に印信を授けた折りに聞いた口決、第四巻が同じ永承四年三月二十八日に小野に於いて聞いた口決である。

また『仏書解説大辞典』の仁海撰『小野六帖』の項には、その註釈として成尊作『小野六帖口決』五帖を挙げているが、これは前の『諸宗章疏録』に「六帖口決五巻」とあるものである。

或は『国書総目録』では

観心月輪記（心月輪記）

血脈秘記

最後灌頂常行心要法

指帰一言鈔

真言宗名目聞書

真言付法纂要抄

徒師灌頂決疑鈔（伝法灌頂決疑鈔）

遍口抄

遍智院

本命供次第

無明記

などの書名が成尊作のものとして見られる。この中、他に見られないものとして「血脈秘記」・「真言宗名目聞書」・「遍口抄」・「本命供次第」が挙げられる。「遍口抄」は遍智院成賢（一一六二—一二三一）の口決に同名の書があるが、「遍智院」と同様に成賢と成尊とを誤ったものと思われる。「真言宗名目聞書」は「真言名目」自体が頼宝（一二七九—一三三〇）の撰述であり、成尊の作ではあり得ない。「血脈秘記」・「本命供次第」は不明である。

更に北尾隆心氏によれば、他に阿字観の次第である『阿字観法則』があるとされる。⁴ここで北尾氏は、勝覚の阿字観次第が胎藏界形式の阿字観本尊を、成尊の『阿字観法則』が金剛界形式の阿字観本尊を説くものとされている。而し本書にも『毘盧遮那三摩地法』や『大日経疏』の引用によって阿字観の説が見られるが、それは所謂胎藏界形式の阿字観本尊である。成尊の場合は、必ずしもその著作が確定されていないと思われ、成尊作とされる『阿字観法則』についても、その成立問題は再確認しておく必要があるのではないだろうか。これが成尊の作であれば、成尊において既に金剛界形式と胎藏形式の二種の阿字観本尊が成立していたことになるのである。し、その場合、本書中に『金剛頂経』の説による心月輪の観想の典拠として『大日経疏』の阿字観の文を引用している成尊が、それとは異なる（所謂る）金剛界形式の阿字観本尊を作成したかについて解明されなければならないであろう。

所で『諸師製作目録』や『諸宗章疏録』などの目録が、必ずしも正確でないことは一般に知られた所であるが、

『観心月輪記』の東寺観智院所蔵本は室町末期天正二十年（一五九二）の写本であり、その原本は南北朝時代・正中二年（一三二五）にまで遡り、また真福寺文庫所蔵本も南北朝時代・文和四年（一三五五）の写本であるが、共にその奥書に成尊の撰述であることが明記されている。殊に観智院所蔵本には、祖本を成尊が護持僧を勤めた後三条天皇の書写本にまで遡ることが記されている。また本書の内容からは、これを偽作して成尊に化託するだけの理由も考えられない。『仏書解説大辞典』には東寺宝菩提院三密蔵に平安時代の古写本の所蔵が記録されており、宝菩提院聖教については現在確認していないが、既に平安時代の写本の存在することは、本書を成尊の撰述とすることに問題はないであろう。

三、成尊について

（一）はじめに

小野僧都成尊は、小野曼荼羅寺の開基である小野僧正仁海（九五―一〇四六）の灌頂付法の弟子で、小野流の正嫡であるが、実は仁和寺の僧侶であったと考えられる。これまでの成尊の伝記では、南都興福寺の真喜僧正の侍童で、延命麻呂の子。仁盛威儀師の猶子となり、仁海の出家入室の弟子とされる。この伝承は『伝灯広録』続巻第六の「城州小野曼荼羅寺二世東寺二十八代長者法性寺円堂座主少僧都成尊国師伝」⁽³⁾に拠るもので、現在の辞書類もこれを踏襲しているようである。

これに対して永井義憲博士は、成尊に関する伝記史料を遡るほど、その姓実是不明とされ、後の時代の伝承は信用し難いとし、入宋僧である大雲寺の成尋阿闍梨（一〇一一―一〇八二）の兄弟で、『成尋阿闍梨母集』に「にわしのりし（仁和寺の律師）」と見られる人物が成尊であると推定され、その両親は成尋と同じであり、父は

不明であるが、歌人として有名な藤原実方の子の中に求めるべきで、母は源俊賢の女であるとされている。⁽⁶⁾
以下、永井博士の説に従いながら、改めて諸史料の確認をして見たい。

(二) 『僧綱補任』の成伝

永井博士は『僧綱補任』の「成伝」を「成尊」の誤記ではないかとされるが、その記事は興福寺本『僧綱補任』によると、治暦五年（延久元年・一〇六九）の項に

（前略）

法眼和尚位（朱）勸修寺）信覚（五月二十五日敍。真言宗。東寺。護持僧勞。）

権律師頼範（月日任。同勞。天台宗。千手院）

〔朱）仁和〕成伝（同日任。護持僧勞。東寺。真言宗。）

（後略）

とあり、延久二年には権律師の名を連ねる中に「成伝」と見え、延久三年の項では

成伝（二月二十日補東寺権別当。七月五日転権少僧都。円宗寺御仏等造仏行了。仍追被賞。）

とあり、延久四年・五年は権少僧都に名を連ね、承保元年（一〇七四）以降は見えなくなっている。

これに対し『東寺長者補任』に於ける成尊の記事を見ると延久四年（一〇七二）の項に二長者として

二長者成尊権少僧正十月以後寺務（年六十二）

とあり、次いで同五年には

第二十八長者成尊権少僧都

承保元年（白河院）甲寅八月二十三日改元依即位也

一長者成尊権少僧都正月七日卒（年六十三）号小野僧都寺務二年仁海入室瀉瓶灌頂弟子 年 月 日任阿闍梨

（仁海解文）

延久元年五月二十五日任権律師（護持勞）延久三年二月二十日補三長者（年六十）同三年六月二十九日任権

少僧都（臨時）

同四年十月至一長者（六十一）

とある。

また文明十四年（一四八二）印融修補『血脈類聚記』⁽⁹⁾には

俗姓分明ならず。仁海の入室灌頂瀉瓶の弟子。

延久元年五月任権律師

同三年加三長者

同六月転少僧都

同十月二長者

同四年十月一長者

承保元年正月七日卒（五十九／六十三）寺務三年

とある。

即ち『僧綱補任』の「成伝」も、『東寺長者補任』の「成尊」も、共に

延久元年五月二十五日に護持僧勞をもつて権律師に補任

延久三年二月二十日に「成伝」は東寺権別当、「成尊」は東寺三長者に補任

同年「成伝」は七月五日、「成尊」は六月二十九日に権少僧都へ転任

そして承和元年の正月七日に没しており、その後の記録はない。『血脈類聚記』の「成尊」の記録も略同様である。

延久元年に権律師に補任されているのは、『僧綱補任』によれば仁和寺成伝の他、天台宗千手院頼範（護持僧勞）、薬師寺道静（已講勞）、園城寺禎範の三人のみであり、真言宗僧は成伝のみである。しかも「護持僧勞」による補任は仁和寺の成伝と天台宗の頼範の二人のみであって、後三条天皇の即位によって行われた補任と考えられるから、その東宮時代の護持僧であつたことによるものと見るのが妥当であろう。

また権少僧都への転任の日時が少し異なっているが、六月二十九日は同じく『東寺長者補任』で一長者長信僧正が円宗寺行幸別当賞によつて五烟を賜封された日であり、『扶桑略記』⁽¹⁰⁾には

六月二十九日壬午。円宗寺に行幸したまひ、大会を設け、常行堂を供養したまふ。但し灌頂堂は真言宗を以て秘密法を修せ令めたまふ。（中略）夜に入りて車駕にて還宮したまふ。

とある。『僧綱補任』の「成伝」の転任理由が「円宗寺の御仏等、造仏行じ了んぬ。仍て追て賞せ被る。」とある所からすれば、この七月五日は、六月二十九日の円宗寺供養の賞によつて、その後追つて実際に補任された日時であり、『東寺長者補任』の六月二十九日は、補任の理由となつた円宗寺堂供養の行われた日時を示すものと考えられ、日時の相違に矛盾のない事は、永井博士の指摘される通りである。またこの堂供養によつて同時に権律師から権少僧都となつた人物に仁和寺僧三室僧都行禪がいるが、行禪は、『僧綱補任』によると治暦四年（一〇六八）三月九日に権律師に補任されており、⁽¹²⁾成尊の権律師補任日時と相違する。

『僧綱補任』において、成尊の僧綱への補任時期・経歴に一致する記録を有する人物は確かに「成伝」の他に

存在しないし、逆に「成伝」は、後三条天皇の（東宮時代の）護持僧であつたことを含めて、全ての経歴が一致する。このことから『僧綱補任』の「成伝」は、永井博士の言われるように成尊のことであると考えなければならない。

（三） 仁和寺の律師

それでは永井博士の推定される成尋阿闍梨の兄弟である「仁和寺の律師」は成尊なのであろうか。

成尋阿闍梨（一〇一一—一〇八二）の母は、大雲寺に於いて成尋と共に暮らしていたが、成尋が入宋をするために、延久三年（一〇七二）正月に、もう一人の息子である仁和寺の律師の元に移住した。それからの日記が『成尋阿闍梨母集』である。そこには成尋を「阿闍梨」、もう一人の子供を「仁和寺の律師」又は「律師」と呼んで記録する。

『成尋阿闍梨母集』に見られる「仁和寺の律師」に関わる記録は、上巻の初めが「延久三年正月三十日」に「仁和寺にわたりて、思ひみだるる。」ところから始まり、

はかなくすぎはべりにけるとし（年）月のことども、をかしうもあやしきもかずしらずつもり（積）はべりにけれど、それをするしおきて人のみるべきことにもはべらぬを、年八十になりて、よ（世）にたぐひなきことのはべれば、こころひとつにみはべるが、しばしきつけてみ侍（ら）まほしうて。

としてこの日記を記し始める事を述べた後に続いて

子はふたりぞ。りし（律師）、あざり（阿闍梨）にて、心ばへよりはじめ、めでたくたぐひあらじとおほえてものしたまふ。¹³⁾

とあり、この母は延久三年に八十歳の老齡であつたことと、大雲寺の阿闍梨成尋と「仁和寺の律師」の二人の子供のいたことが知られる。また下巻には

猶、うちかへしつみ（身）のありさまを思ふも、むかしよりおもはずなる身なりけり。あやしく、たのみし人もさるべきほどにう（失）せ、母も十よ（余）にて、いとよくおはしべかりし、とく（迅）う（失）せたまひて、このきんだち（君達）のおさなき（幼）をたのむ人にてまちつつ、おほく（多）のとし（年）をすぎ（過）て、あさゆふ（朝夕）いとひ（厭）しいのち（命）、ながきあまりに、世にたぐひなきこともみるにこそいと心うく、おなじことをうちかへしうちかへしなげきはべる。⁽¹⁴⁾

とあつて、この母の夫（たのみし人）、即ち成尋兄弟の父親も早くに亡くなり、母の母親（祖母）も母の十余歳の時に亡くなつており、この母は残された幼い二人の子供（成尋と仁和寺の律師）を頼りとしてきたとされる。

また

（延久三年）四月より、りし（律師）の御房、内（内裏）の御す（修）法にまいりたまふに、「にわじ（仁和寺）のゐどころ、人はなれておぼつかなし。」とて、よるよる（夜々）はとのゐ（宿直）に人をこせ給（ふ）を、「京よりこん（来）にはいとおし。」など人々いひてそそのかして、りし（律師）も「さは、いで（出）よ。」とのたまふ。いといでにくくおもへどいづるに、くるまにも人のかきのせて、ひたたれをしきてふし（臥）てぞはべりし。我にもあらず、はかなくひかずすぎて、六月になりて、わらはやみのやなる心地おこりて、ひまぜにきえいるやにしつつわずらへば、あつくくるしきほどに、りしおはしかよひ、そうどもの経よみかぢするあつけさを見るに、心地あしきよりもいとをしきに、からうじておこたりて、あるにもあらで、いとどめもきりたるやふにおぼえてすぐす。⁽¹⁵⁾

とあり、仁和寺の律師は延久三年四月から内裏（後三条天皇）の御修法に勤仕しており、仁和寺の母親を自分の近くへ迎えたことが知られる。またこの時に、この母は六月に病氣になり、律師が母の下へ通っていたという。また延久五年の後三条天皇の御惱（病氣）に際し

四月一日、りし（律師）の御房、「院の御す（修）法によべよりある。」とて、ちかくおはするにも、まづ思ひいでられてぞおほえ給（ふる）。人の「しるし（験）ある人すくなき。」などいふに、「このせかい（世界）にあまりたる御こころなどおはしけるにか。」と、「いかにも、さること。」とおほえてぞ。⁽¹⁶⁾

いま人り（一人）のたのもし人のりし（律師）の御房、世にたぐひなきひじり（聖）にてこもりぬ給ひて、内の御す（修）法ならぬことにはいで給はですぐし給ふを、ありがたきおもひきこえてはべるなり。⁽¹⁷⁾

など見える記事は、この仁和寺の律師が後三条天皇の御修法に勤仕する様子を述べたものと見られ、特に「世に類なき聖にて、籠り居給ひて、内の御修法ならぬ事には出で給はで過し給ふ」という記述は、母親の出世した我が子に対する誇りが感じられると共に、この律師が後三条天皇の護持僧であったことを示すものと思われる。

成尋の母が仁和寺に移住した延久三年当時、仁和寺に属す律師・権律師には、成尊の他にもう一人、成尊と同時に権少僧都となった行禪がいた。行禪は『僧綱補任』によれば治暦四年三月九日に仁和寺宮（大御室性信法親王（一〇〇五―一〇八五）の孔雀經法御修法賞の譲によつて権律師となっており、この時四十五歳であったとされ、長和三年（一〇二四）の生れ、成尊と十二歳、成尋と十三歳違いとなる。『血脈類聚記』によると父親は中納言左衛門督藤原兼隆、又は中納言藤原隆房ともされる。⁽¹⁸⁾尤も隆房は寿永二年（一一八三）に参議、その後文治五年（一一八九）から正治二年（一二〇〇）まで中納言を勤めており、時代が異なる。⁽¹⁹⁾『尊卑分脈』でも行禪を兼隆の子としており、また兄弟の中で中宮亮兼房・左中将定房・叡山の阿闍梨円意と母を同じくする。⁽²⁰⁾兼隆は

長保六年（寛弘元年一〇〇四）に非参議従三位となり、寛弘五年（一〇〇八）に参議、寛仁三年（一〇一九）より中納言、長元八年（一〇三五）一月に中納言を辞し、寛徳三年（永承元年一〇四六）十月に六十九歳で没している。⁽²¹⁾ この没年に成尋は既に三十六歳であるし、母を同じくする子供が四人も居るのであるから、幼くして父親を失った二人兄弟の父としてふさわしくない。また行禪は仁和寺門跡大御室性信法親王の付法の弟子であり、性信の賞の譲によつて権律師となり、また延久三年の円宗寺堂供養による権少僧都転任も性信の譲であつたように、性信の御修法に従つていた訳で、内（内裏）の御修法でなければ出仕しないという「仁和寺の律師」の姿とは異なる。従つてやはり永井博士の言われるように行禪を成尋の弟とすることはできない。

成尊は後三条天皇の護持僧として、その側近くに仕えていた。「仁和寺の律師」もやはり後三条天皇の御修法に勤仕していた護持僧であつたと思われる。とすれば、やはり成尊が、成尋の弟である「仁和寺の律師」ということになるのであろう。

（四） 成尊の出家の師

以上の様に永井博士の論考を、諸史料によつて再確認してきたのであるが、そうすると成尊は仁和寺僧であることになる。而し一方で成尊は仁海の出家入室の弟子ともされている。

成尊を仁海の出家入室の弟子とする記事は榮海（一二七八—一三四七）撰『真言伝』⁽²²⁾・貞治六年（一二六七）以降成立『東寺長者補任』⁽²³⁾・文明十四年（一四八二）印融修補『血脈類聚記』⁽²⁴⁾等となり、元亨二年（一二三二）成立の虎関師鍊撰『元亨釈書』では「釈成尊。仁海僕隸の子なり。海、其の稚孩を見るに、法器為るを知り収鞠す。」とするが、入室の弟子とはしていない。⁽²⁵⁾ 尤も「僕隸の子」というのは幼少の頃より従うのであろうから、

仁海の入室の弟子であることを暗示するものではあるう。

仁海の本寺については諸史料に明言されるものが少ないが、幼くして高野山に登り、和泉国講師・高野山初代
 檢校雅真（？～九九九）に従って出家したとされる。⁽²⁶⁾この雅真は石山寺普賢院内供淳祐（八九〇～九五三）の弟
 子である石山寺真頼（～九四一）の弟子であるとされ、天曆六年（九五二）に時の金剛峰寺座主（東寺長者）
 香隆寺僧正寛空（八八四～九七二）の請によって高野山に登り金剛峰寺執行となって堂塔の復興を果たし、永観
 元年（九八三）に金剛峰寺初代檢校となったとされる。若し仁海がこの雅真の出家入室の弟子とすると、雅真が
 石山寺僧であれば、仁海も石山寺を本寺としたと考えられる。或は金剛峰寺執行の弟子となったと考えれば、金
 剛峰寺を本寺とした可能性もあり得よう。或は仁和寺僧寛空の命によって高野山経営に向ったとすると、仁和寺
 僧であつた可能性も考えられるのではないだろうか。ともかく、雅真については現在の所、不明と言わざるを得
 ない。

そうすると仁海の本寺はどこであろうか。『真言伝』には「僧正仁海は元杲僧都の弟子なり。」⁽²⁷⁾とあり、『血脈
 類聚記』では「俗姓分明ならず。元杲受法灌頂の弟子なり。」⁽²⁸⁾とし、『元亨釈書』では「元杲闍梨に事えて密字を
 稟け、博く衆流を錯綜す。」⁽²⁹⁾とあるのみで、雅真の出家入室の弟子であるという記事は見られない。

一方、仁海の経歴を見ていくと、小野の地に曼荼羅寺を建立したことは別として、『左経記』の長元元年（一
 〇二八）九月八日条・十三日条には宮の奉為に一字金輪法を上醍醐で修したとされ、また『春記』の長暦二年
 （一〇三八）十月七日条には仁海と成典に夫々の住房で北斗法を行ぜしめ、同二十六日条では仁海が醍醐寺にお
 いて修している御修法を延ばす記事などが見られる。⁽³¹⁾また『徒師灌頂決疑鈔』は、第一卷に寛治二年八月一日に
 醍醐寺の御房にて於いて御風病湯治の間に聞いた口決を載せ、⁽³²⁾第三卷が永承四年（一〇四九）正月十九日に醍醐

寺に於いて北尾上人に印信を授けた折りに聞いた口決であり、これからすれば、師の仁海の住房は醍醐寺にあつたことになる。

また『史料綜覧』巻二によると

長暦二年三月五日、大僧都仁海の請に依りて、醍醐寺延命院を御願寺と為す。⁽³⁴⁾（醍醐寺新要録）

長暦二年十二月八日に僧正仁海をして御修法を醍醐寺に修せしむ。⁽³⁵⁾（春記）とある。

また『醍醐寺新要録』には、上醍醐の観音堂の別当次第を「慶延記に云く」として僧正元杲—僧正仁海—僧都成尊—僧都義範—（以下略）という次第を載せ、⁽³⁶⁾また延命院の「両院相伝事」には「同記（慶延記）に云く、僧房は贈大僧都元方の弟子大僧都元杲に付嘱す。観音堂一字を造り加ふ。件の両院は則ち師資相伝の門跡なり。今自り以後、仁海の弟子一門の中にて執行す可きものなり。」⁽³⁷⁾といい、「寺務執行次第事」では元方—元杲—元真—雅胤—明信—定観—仁海—成尊—舜円—義範—静意—頼昭—範俊—勝覚—（以下略）⁽³⁸⁾となつてゐる。

このように見えてくると、仁海は醍醐寺僧であつたと考えるべきであらう。石山寺真頼の弟子とされる雅真も醍醐寺僧であつたかも知れない。或は実際には雅真の弟子ではないかとも思われる。

仁海が醍醐寺僧であつて、成尊が仁海の出家入室の弟子であれば、当然ながら成尊も醍醐寺僧であるべきものと思われる。『醍醐寺新要録』では上醍醐の観音堂と延命院の別当次第に成尊の名前を列ねる。それからすれば成尊も醍醐寺僧であつたようにも思われる。而しそこには成尊の瀉瓶の弟子で興福寺僧と考えられる範俊の名前も出てくる。⁽³⁹⁾また『僧綱補任』や『成尋阿闍梨母集』などの記録からは、成尊は仁和寺僧ということになる。途中で寺を替へることも有ることではあるが、成尊にはその記録が見られない。勿論、成尊の伝記類の中には、成尋

の弟であることも、醍醐寺から仁和寺へ移ったことも示されない。醍醐寺僧仁海の入室となって、而も仁和寺僧として出家するということも考え難い。

また『平安遺文』所収の康和二年四月廿五日付け「醍醐寺延命院檢校頼昭解」は、延命院の檢校である頼昭の相論文書であるが、そこには義範が成尊の弟子であることを理由に延命院を執行しようとして争った事を述べ、また範俊が、延命院領笠取東庄を仁海私領と称し、阿闍梨公観からの付嘱状を以て莊園を相妨しようとしたとして、争い訴えているが、そこで頼昭は、莊園は延命院の本願で元杲の師であった醍醐寺元方が施入したもので、仁海の私領ではなく、荒廃していた延命院を、自分が執行し、堂舎の修復を行ってきたと主張している。それからすれば範俊は醍醐寺に住せずに、醍醐寺の院家・所領を獲得しようとしたもので、義演准后（一五五八―一六二六）篇『醍醐寺新要録』の別当次第が、必ずしも醍醐寺僧であることを示さない、逆に言えば、他寺の僧であっても、縁故によって院家・所領を獲得できる可能性があったことを示していると思われる。成尊は仁海の瀉瓶として、仁海創建の小野の曼荼羅寺を相続した。同時に醍醐寺僧ではないままに、醍醐寺の観音堂・延命院を仁海から相承した可能性は考えられる。しかし頼昭の主張から見ると、成尊もまた醍醐寺延命院を執行していなかったと思われる。やはりこれは成尊が醍醐寺僧ではなかったからではないか。成尊は初めから仁和寺僧だったのではないだろうか。またそうであれば、成尊が仁海の入室の弟子であるという伝承が疑問となる。

ここで注目されるのが仁和寺僧であって、仁海の灌頂付法の弟子である円堂僧正成典（九五八―一〇四四）である。成典は俗姓不明であるが、成印大法師の入室の弟子となり、正暦六年（九九五）十一月一日に仁海より灌頂受法している。その他の経歴は⁽⁴⁾

正暦五年（九九四）に阿闍梨

長徳四年（九九八）十二月九日に東寺入寺

寛仁三年（一〇一九）十月二十日に六十歳で権律師（宣命）

治安三年（一〇二三）十二月二十九日に東寺三長者（禪林寺大僧正深覚（九五三〜一〇四三）が東寺別当

（二長者）・大僧正へ転任したのと同日となっている。またこの時、仁海は権少僧都へ転じている。
 『血脉類聚記』では十月）

万寿元年（一〇二四）東宮（後朱雀院）護持僧

万寿四年（一〇二七）三月十五日に権少僧都（『東寺長者補任』では三月十日）

長元四年（一〇三一）十二月二十六日に大僧都・二長者（『東寺長者補任』ではこの後に「三年十二月二十

二日、正に転ず」とあるが、これは前年に権少僧都から少僧都へ転じたものか、又は日付が誤っている、この後に権大僧都から大僧都へ転じたものか）

長元九年（一〇三六）十二月に東寺に阿闍梨八口を加える。

長暦元年五月二十五日に封戸七十二烟を賜る。護持僧旁。

長暦二年（一〇三八）六月十八二位に権僧正

寛徳元年（一〇四四）に二長者

同年十月二十四日（『僧綱補任』では十月十四日）に八十六歳で没する。

成尊は、仁海とは七歳違いに過ぎず、仁海よりも早く没している。弘法大師空海の後身と称され、後朱雀院の時に陽明門院の安産を祈り靈験があったと伝えるほどであり、僧綱・東寺長者を勤めるような経歴でありながら、その付法の弟子は一人も記録されない。また永井博士が注意されたところであるが、『園城寺伝記』には成尋の

弟を成典として記録する。⁽⁴²⁾勿論、この成典は成尊の誤りであるが、名前に同じ「成」字が付くことによるものであろう。成典の師とされる成印も同じ「成」字が付くが、成尊も成典も、同じ仁海の灌頂付法であり、仁和寺僧であつた。また成典は後朱雀院の東宮時代の護持僧であつたが、成尊は後朱雀院の次子である後三条天皇の東宮時代の護持僧であつた。直接に成尊と成典を結びつける資料は何一つ存在しないが、経歴の上からもよく似ている。成尊の出家の時期は不明であるが、成典が権律師となつた寛仁三年に成尊は八歳、成典が三長者になつた治安三年に成尊は十二歳、その翌年に成典は東宮（後朱雀院）の護持僧となつてゐる。或は成尊は成典の入室の弟子となり、成典が護持僧として東宮に奉仕することから、成典の灌頂の師であり、僅かに先輩である仁海に成尊を託したということは考えられないであらうか。若しそうであれば、仁海が醍醐寺僧であるにも拘わらず、成尊が仁和寺僧である理由が説明できるように思われる。勿論、仁海の入室の弟子となつた後に、仁和寺に移ることも有り得ないではないが、それより以上に、可能性の考慮される推測なのではないか。これは何等の確たる証拠もない全くの私的な推測に過ぎないが、一つの仮説として提示してみたい。

(五) 仁海からの受法

成尊は仁海の瀉瓶の弟子として、伝法灌頂を受法しているが、『血脈類聚記』の仁海の灌頂付法の記録の中で、前に触れた仁和寺の円堂僧正成典が⁽⁴³⁾

成典權僧正。円樂寺。二長者。円堂僧正と号す。正暦六年十月一日、之れを伝授す。師年四十一。儀式無し。弟子三十七。共に凡僧為り。

とされる他、

治安二年（二〇二二）	十二月十四日	僧正覚源
長元九年（二〇三六）	十一月十一日	弁成房上人成禪
長元九年	十二月十七日	清住房上人慶盛
長元九年	十二月二十三日	理趣房入道寂円（?）一〇六五）
長曆二年（二〇三八）	三月 十二日	入道信（イ真）覚『從師灌頂決疑抄』には「真覚入道の名が見える。」
同 三年（二〇三九）	正月 二十日	入道円照
長曆三年	正月 二十一日	叡山延儀（仁）法橋
同 年	九月 三日	成尊
同 年	十一月二十日	常寂

とあり、以下は年次無く、行照・聖照・護忍・慶真・觀杲・尋聖・法円の名前を列ねる。ここで成尊の記事は、長曆三年正月二十一日の延儀へ授けた記録の次ぎに

成尊小野僧都。同年九月三日之れを伝授す。師主八十五。二十四（八一）教授寂円

とあり、成尊の仁海からの受法を長曆三年九月三日（成尊二十八歳）とする。これを見ると、仁海の瀉瓶としては宮僧正覚源（一〇〇〇～一〇六五）の方がふさわしいようであるが、覚源は禪林寺大僧正深覚（九五三～一〇四三）からの受法を中心としたことにより、仁海の瀉瓶ではなくなつたかとも思われる。その他は上人・入道などと呼ばれる所からすれば、出自身分が低いか、隠遁していたことから瀉瓶とならなかつたのであろう。その為

に年の離れた成尊が瀉瓶となつたものと考えられる。

所で、『從師灌頂決疑抄』第一の冒頭には「長久三年（壬午）十月八日入壇」とある。⁴⁴長久三年（二〇四二、

成尊三十一歳(一)では、『血脈類聚記』の長暦三年とは三年も異なる。これにつき『真言宗全書』の「解題」では『血脈類聚記』の誤記ではないかとするが、他に証する史料が無いため、断定はできない。而し『従師灌頂決疑抄』第三卷は永承四年(一〇四九)正月十九日(成尊三十八歳)に醍醐寺に於いて北尾上人常寂に印信を授けた折りに聞いた口決とされる。『従師灌頂決疑抄』第四において、印信と血脈について、印信は入壇の夜に渡し、血脈は三十日後に渡すべきことが説かれる。⁽⁴⁶⁾それからすると、常寂の灌頂受法は永承四年正月十九日だったのであるうか。『血脈類聚記』では成尊と同じ長暦三年の十一月二十四日としていた。長暦三年に灌頂が授けられ、印信授与が永承四年ということも考え難い。長暦三年が永承三年の間違いであれば、翌年正月十九日まではおおよそ五十日ちよつととなる。後七日御修法を挟んだことで遅れたとすれば、(印信と血脈と異なるが)有り得ないことはない。『血脈類聚記』が単にその前の人物と「同年」とし、正しく年号を記さない事も疑問であるし、常寂の記録の事もあり、今は成尊の灌頂受法年次を『従師灌頂決疑抄』に従い、長久三年十月八日としておきたい。

(六) その他の事跡

成尊は仁海の瀉瓶付法の弟子として、義範・範俊・明算等に灌頂を授け、そこから小野方(範俊の系譜)・醍醐方(義範の系譜)・高野山の中院流(明算の系譜)とが分かれていったのであるが、その他の事跡として知られていることは、一つに成尊の験者としての性格を示すものがある。

師の仁海仁海没後の康和八年(一一〇六)夏の早魃に、六月十五日、仁海の瀉瓶の弟子として、神泉苑において請雨経法を修して靈験のあったことが伝えられる。⁽⁴⁷⁾

勸修寺少納言阿闍梨覚禅(一一四三―一二二三?)撰『覚禅鈔』の「請雨法上」には「康平八―支度」や

「康平八―阿闍梨書狀」などの引用と共に「修法先蹤」として歴代の請雨法の記録を載せ、

成尊僧都

康平八―六―十五―（癸酉）之れを始修す。（時に阿闍梨）十七日申時、晴天忽ちに陰り、甘雨地を潤す。以て靈驗有り。二箇日を延修せ被る。殿下、許容無きに依り勸賞を蒙らず。⁽⁴⁸⁾

と見える。これからすると、成尊の祈雨は、験は有ったが十分ではなかったかと思われる。この事は『元亨釈書』には見えないが、『真言伝』⁽⁴⁹⁾では、東寺長者覚源に請雨法を修すべき人を問う所、仁海以降は人が無く、成尊が仁海の瀉瓶であるが上臈が多いので、先づ宗の上臈に問われるべきであるとし、そこで仁和寺長者済延に問うた所、成尊を推挙したので修せしめたといひ、開白の日に雷鳴が轟き、十七日と二十三日に雨が降ったと伝えている。ここでは靈驗のみを強調しているが、その後の成尊伝では、『真言伝』の伝承を伝えている。

また成尊は東宮時代の後三条天皇の護持僧として、後三条天皇の即位のために愛染明王法を修して験があつたという伝承が伝えられる。『元亨釈書』では、

延久帝儲位に在ること久し。尊を以て法友と為し、託するに運祚を以てす。一日尊、宮に入る。帝、白髮数茎を抜き、硯蓋に貯え、尊に賜る。尊、言無くして出で、坊に帰り、愛染王供を修す。其の象の冠師子、血を噴き爐壇に濺ぐ。幾ばくならずして帝、位に即く。⁽⁵⁰⁾

これは『元亨釈書』と同時代である『真言伝』⁽⁵¹⁾には見られない話で、台密の小川僧正承澄（一二〇五―一二八二）撰『阿婆縛抄』第百十五「愛染王」の初め「一、先蹤」⁽⁵²⁾にまで遡る。ここには『元亨釈書』に記す本尊の冠師子から血を吹くというような靈異は見られないが、承澄は成尊から約百年後であり、実際に成尊が後三条天皇の為に愛染王法を修した可能性はあろう。而しこのような伝承は、東密の栄海が記録せず、台密の『阿婆縛抄』

にまでしか遇れないところに、事実か否かについての疑問が残る。

祈雨も愛染王法の話も、共に成尊の験者としての靈験を伝えるものではあるが、後三条天皇の護持僧として随侍し、それ以外の御修法を勤めなかったとしても、仁海の祈雨修法に比べて、その瀉瓶としては、修法の記録が些か少ない。康和八年の修法でも勳賞を蒙らずというのは、伝記に伝えられる靈験ほどには、当時の人々には験者として力を認められていなかったとも考えられようか。

また宇治大納言藤原頼通（九九〇～一〇七四）の建立し、天喜元年（一〇五三）に供養された平等院阿弥陀堂（鳳凰堂）の本尊阿弥陀如来像の光背の鏡面に梵字小呪を書したことが、江戸時代に入ってから資料であるが、寛文十年の修理の際に胎内に納められた寛文八年（一六六八）の奉加帳に伝えられる。⁽⁵³⁾ またこの梵字小呪を成尊が書したという伝承につき、鳳凰堂本尊の阿弥陀如来像は、胎内に阿弥陀の梵字真言を書写した蓮花台付き木製円盤（月輪台）が納入されることで知られ、高田修博士はこの阿弥陀陀羅尼の梵字書を台密系のものとされ、光背鏡面の梵字小呪を成尊が書すことも在り得ないこととして否定される。⁽⁵⁴⁾ しかし高田博士の推論には必ずしも賛成はできず、東密系・台密系と判然とした区別はできないのではないかと考える。⁽⁵⁵⁾ そこで高田博士は胎内納入月輪台の阿弥陀陀羅尼梵字書を三井寺系の台密僧の下書きによるものと推定されているが、平等院の本願である藤原頼通の護持僧であり、成尊の兄であった成尋は、やはり園城寺僧であった。若し高田博士の梵字書下書きをした人物の推定が正しければ、成尋こそがふさわしいとも考えられる。而も成尊はその弟である。その成尊が光背鏡面の梵字書を書くことは不自然ではない。また延久三年七月五日に成尊が権少僧都に転任した理由は、「円宗寺御仏等、造仏行じ了んぬ。仍て追て賞せ被る。」というものであった。これは円宗寺の供養が終つてから、追つて行われたものであるが、決して円宗寺供養に勤仕した勳賞ではない。ここでの成尊は、造仏を行事したことを

もって賞せられているのである。このことは、成尊における造仏事業に拘わる能力を示すものと見られる。とすれば、平等院の造仏事業においても、（大仏師は定朝（一〇五七）であつたとして）成尊が何等かの役割を果たしていた可能性は考えられよう。そこで成尊が光背鏡面の梵字小呪を書することは十分に在り得ることであり、事実として認めてもよいと考える。

三、『観心月輪記』について

（一）本書の成立

ここで紹介する『観心月輪記』は、京都・東寺観智院所蔵写本と名古屋・大須観音真福寺宝生院所蔵写本（真福寺文庫本）とである。この他、目録によると京都・智積院所蔵写本が在るようであるが、未見のため今は使用しない。また真福寺文庫本は、智山伝法院所蔵のマイクロフィルムに拠ったもので、実地調査は行つておらず、詳しい書誌等について報告できないことを御詫びしておきたい。

所で本書の成立についてであるが、真福寺文庫本の奥書には「羊僧（成尊）忝なくも教命を承り、赤奮若の歳の臘月臘日を以て之れを記す」とある。これによれば、成尊は赤奮若の歳の十二月晦日に本書を撰述したことになる。この「赤奮若」とは丑年を意味するが、成尊の成年後の丑年は長暦元年（一〇三七、丁丑、二十六歳）・永承四年（一〇四九、己丑、三十八歳）・康平四年（一〇六一、辛丑、五十歳）・延久五年（一〇七三、癸丑、六十二歳）の四回がある。観智院本の奥書によれば後三条天皇（一〇三四～一〇七三）が書写をされているといひ、後三条天皇は延久五年（一〇七三）五月に崩じているから、それ以前である。成尊は皇太子（東宮）時代の後三条天皇の護持僧であつたが、観智院本の祖本は後三条天皇の書写本とされており、成尊が後三条天皇の為に

撰進したものと見られ、真福寺文庫本に言う「忝なくも教命を承り」とあるその教命が「忝なくも」とある所からいっても後三条天皇のものと考えられよう。若しそうであれば、長暦元年では後三条天皇がまだ四歳であり、従つて永承四年か康平四年ということになる。どちらにしろ後三条天皇の天皇即位以前、東宮時代である。但し永承四年は後三条天皇がまだ十六歳であり、寛徳二年（一〇四五）正月に立太子され、東宮となつてから僅か四年後で、本書の撰述を成尊に求めるのには些か早いかとも思われる。また巻末には『観無量寿経』・『浄土論』などを引いて浄土往生の問題を述べており、その点からも若い東宮の為の撰述とは考え難い。或はこの教命が後三条天皇以外の人物によるものであれば、もっと早い可能性もあるが。而しまた永承四年の成尊は、醍醐寺・小野（曼荼羅寺か）等において仁海より灌頂に関わる口決を聞いており（『徒師灌頂決疑抄』第三・四）、また後三条天皇が東宮となつた、その年の二月二十日の口決である『徒師灌頂決疑抄』第一の冒頭には「宮仕えも年浅し」とあつて、この頃に成尊が後三条天皇の護持僧となつたと考えられるが、未だ仁海に受法している成尊に教命が下つてこのような著作を撰述するとも思えないから、それからすれば恐らくは康平四年十二月晦日の成立と推測してよいのではないだろうか。

（二） 本書の構成と引用経論

本書は「観心月輪記（心月輪を觀ずる記）」と題するように、菩提心を月輪として観想することを説く書であるが、その内容は、諸経論からの引用文を中心とした要文集の一種といえる。

全体の構成は、初めに「序」といふべき文があり、その後「本論」の冒頭に「月輪の相に三門の分別あり。」として、以下一に「体相」、二に「功能」、三に「方便」の三部に分かれる。

初めの「序」には引用文は見られないが、本論部分の一「体相」では、順に

『諸仏境界撰真実経』巻二「金剛界大道場品之余」

『金剛頂一切如來真実撰大乘現証大教王経』巻一「金剛界大曼荼羅品」第一

『大乘本生心地観経』巻八「発菩提心品」第十一

『守護国界主陀羅尼経』巻二「陀羅尼品」第二之二

『金剛頂瑜伽中発阿耨多羅三藐三菩提心論』（二文）

『金剛頂経義訣』

『梵網経』

『金剛頂瑜伽修習毘盧遮那三摩地法』

からの引用が見られる。但し、この中で『梵網経』からの引用は『金剛頂経義訣』からの引用の一部分であり、これを数から除くと、全体としては五経二論から八文の引用ということになる。

次いで二の「功能」では

『大乘本生心地観経』第八「観心品」第十（三文）

『諸仏境界撰真実経』巻中「金剛界大道場品之余」

『守護国界主陀羅尼経』巻二「陀羅尼品」第二之二

『大毘盧遮那成仏神変加持経（大日経）』巻七「供養次第法中真言行学処品」第一

『大日経』巻三「成就悉地品」第七

『大日経疏』巻一二「成就悉地品」第七

『金剛頂瑜伽中発阿耨多羅三藐三菩提心論』

の合計で四經一論一疏から九文が引かれる。

終わりの三「方便」では

『金剛頂瑜伽中発阿耨多羅三藐三菩提心論』

『最上乘受菩提心戒及心地秘決』

『諸仏境界撰真實經』卷中「金剛界大道場品之余」

『守護国界主陀羅尼經』卷九「陀羅尼功德軌儀品」第九

『守護国界主陀羅尼經』卷二「陀羅尼品」第二之二

『佛説観無量寿仏經』

『浄土論』（不明・但し同文が『金剛般若經論』に見られる）

の三經三論から七文の引用が見られる。

全体として重複を除くと『諸仏境界撰真實經』・初会の『金剛頂經』・『心地観經』・『守護国界主陀羅尼經』・『毘盧遮那三摩地法』・『大日經』・『観無量寿經』の七經と『菩提心論』・『金剛頂經義訣』・『心地秘決』・『大日經疏』・『浄土論』（又は『金剛般若經論』）の四論疏からの引用となる。

(三) 本書の内容

次に内容について、引用文の引用のされ方を中心に見ていく。猶、引用本文の典拠については、後掲の「観心月輪記」の国訳の下段に引用典拠の経論の本文を対照させたので、参照されたい（以下、引用典拠の註記は省略

する)。

a、序

「序」では、はじめに「如来の聖教に八万四千塵沙の法門」が有つて、そのどの一門によつても、悉く成仏することができるとし、『金剛頂經』の説に依ると、一つの方便として「心月輪の觀想」という修行方法が有り、これは大日如来の成道法で、「現世に無上覺を成ずること」ができるものであるとされる。

如来の説いた無数の法門は、全てが成仏に至る法門という認識(一乘の立場)が有り、その上で心月輪の觀想を、現世に無上覺を得ることができるとする速疾成仏の方便(修行方法)であるとす。これは一乘思想を前提とした上で、速疾成仏を実現するものとして真言密教の修行方法を位置付けるものであるが、その修行方法は「方便」であるともされる。またこの修行方法は、『金剛頂經』の説に依るものであるとされ、後に『毘盧遮那三摩地法』『大日經疏』の阿字觀の文を引用して、所謂の胎藏界形式の阿字觀本尊の觀想が示されるが、これも『金剛頂經』の説の内に含まれるものとして構想されていることが考えられる。

b、体相

次に本論の一「体相」では、「一切有情は本有の淨心」であるが故に、その自心(淨心)の相が月輪のようであることを示すものとして『諸仏境界眞実經』と初会の『金剛頂經』の五相成身觀の初めの部分が引用される。次いでその月輪の形をした自心が、実は菩提心であることを示すものとして『心地觀經』と『守護国界主陀羅尼經』の二文が引かれる。これによつて心月輪觀は菩提心觀であることが示されたことになる。

そしてこの菩提心が普賢菩薩の身心であるとして『菩提心論』が引かれ、更に『金剛頂經義訣』から、そこにおける『梵網經』の引用文を含めて引用することより、この菩提心である普賢の身心が、また有情の仏性・如来

蔵であることが示される。

次に「金剛頂瑜伽」に云くとして『毘盧遮那三摩地法』から阿字観の文としては有名な「妙法の白蓮一肘の間に、阿字素光の色炳現す」の句が引かれ、阿字の円満を示すものとされる。この句は『菩提心論』にも見られ、この「金剛頂瑜伽」がどちらを指しているか断定はできないが、『菩提心論』は別に掲出しているもので、今は『毘盧遮那三摩地法』としておく。この句がここに引かれることは、菩提心観として観想される月輪（白淨の円輪）と阿字観における阿字の放つ光としての円輪（月輪）を同置するもので、阿字観が月輪観＝菩提心観であることを示すものである。また此の阿字観は、蓮華台上に月輪中の阿字を観想するもので、後に引く『大日経疏』と同様に所謂の胎藏界の阿字観本尊の形式であり、それが「金剛頂瑜伽」として引用される点に注意が払われる。以上は衆生の菩提心の相としての月輪形であつたが、最後に『菩提心論』により、この月輪形が仏心の相であることを示して一「体相」を終る。

c、功能

次に二「功能」では、『心地観経』「観心品」第十から、心を観想して解脱することを示し、菩提心の二十種の機能を説く文を引く。その二十種の機能は、功德を生じ、願いを満たすものが三項目（世出世の財を雨ふらす・一切諸仏の功德を生ずる本源・一切衆生の所求の願印を与える）、衆生の悪業・苦を救うものが七項目（一切衆生の悪業の果を銷す・生死の險難を度す・苦海の波浪を息む・苦悩の衆生を救い急難を佐ける・老病死の海を竭す・生死の長夜の爲めに大智炬と爲る・四魔の兵衆を破し、甲冑と作る）、優れた教え（正法）を説くことを示すものが八項目（勇猛の軍の戦に勝つ族旗・一切諸仏の無上の法輪・最勝の法幢・大法鼓・大法螺・大師子吼王・大師子吼）、成仏の原因となるもの一項目（諸仏の因縁の種子を出生する）、その他二項目（大聖王の正治・

そそぎ潤へる田の、長養を生成することは時候に依るが如しである。この分類が必ずしも適切なものとは思わないが、菩提心の功德をこのように挙げることは、これらが菩提心観としての月輪觀を修行することの功德とされているともいえよう。

また『諸仏境界撰真実經』から、凡夫が月輪觀を修せば五逆・一闍提等の極重の惡業を悉く皆な消滅して五種の三昧を獲るという文を引き、五種三昧として『守護經』から（一）剎那三昧（二）微塵三昧（三）漸現三昧（四）起伏三昧（五）安住三昧を説く文を引用する。ここに説かれる五種三昧は

（一）剎那三昧 月輪を觀する剎那剎那の暫時に相應して、尋で復、還つて失す。

（二）微塵三昧 三昧に於て少分も相應すれば、悉く一切の煩惱の飢渴を忘れ、転た更に之を求むれば、心に安樂を得。

（三）漸現三昧 月輪を觀するに、少分も住することを得るに由て、無明の闇・煩惱の中に於て、少分も定心を見れば、微分顯現すべし

（四）起伏三昧 觀行未だ純ならざれば、或は起し、或は滅す。觀成ずれば惑滅し、觀失すれば惑生ず。

（五）安住三昧 前の四の定心に安住することを得るに由て、悉く能く一切の善法を守護して、新たに善の身心を増長し、安樂なり。

というものであり、この三昧によつて「業惑の苦惱、一切皆な遣る。是れを無上菩提の芽を生ず」るものとされる。これは月輪觀の禪定の進展に伴う五段階である。

また『大日經』卷七「供養法」から、多くの他の修行をすることが出来なければ、但し菩提心を觀すべきであり、この菩提心觀の中に万行を具足し、清白淳淨の法を満足するという文を引き、続けて『大日經』「成就悉地

品」及び「大日経疏」「成就悉地品」の文を引く。この「大日経」「供養法」の文は、次の「菩提心論」から引用される本文の前に、「菩提心論」中に引かれているもので、実際は「菩提心論」からの孫引きである。また「成就悉地品」の文も、「菩提心論」中に「供養法」の引用の少し前に引用されており、但し「大日経疏」の文は引用されていない。この「成就悉地品」の文は、同品の阿字観を説く箇所終りに見えるもので、「大日経疏」の文はその阿字観部分の註釈であり、具体的な観想方法（本尊形）を説いている。また「菩提心論」における「大日経」「成就悉地品」の引用は、阿字観・五相成身観を説いた後に見られるもので、全体としては「菩提心論」の阿字観を中心に、「大日経疏」の引用を加えて構成し直したものと見ることができよう。このことは「観心月輪記」における阿字観が「菩提心論」を根拠とするものであり、金剛界の阿字観として構想されているということであろう。しかもその本尊形は、所謂胎藏界の阿字観本尊の形式である。

北尾氏は成尊作の「阿字観法則」は金剛界形式の阿字観本尊であるとされていたが、⁽⁵⁷⁾「観心月輪記」に「毘盧遮那三摩地法」・「菩提心論」を引きながら、胎藏界形式しか見られないことは、逆に「阿字観法則」の成尊撰述に疑念を懐かせるものでもある。若し金剛界形式の阿字本尊形を説く「阿字観法則」が成尊の作であれば、「観心月輪記」中に金剛界形式の阿字観に関する何等かの言及が在って然る可きものと思われる。この問題については、更に関係する資料を調査し、慎重に検討しなければならぬであろう。今は疑問の指摘のみとし、結論は留保しておきたい。

また次の「菩提心論」の引用文は巻末部分からであり、月輪観・阿字観によって観想される菩提心を修証する功德として、密厳国土を成じ「座を起たずして、能く一切の仏事を成ず」るものとされ、「若し人、仏慧を求めて菩提心に通達すれば、父母所生の身ながら、速やかに証せる大覚の位なり」というように、この有名な句を訓

読している。尤もこの訓読が成尊自身のものであるかは不明であるが。

d、方便

次の三「方便」では、『菩提心論』から、月輪觀をもつて菩提心を觀想する為の方便とする理由を説く文を引き、自心（菩提心）の相が月輪と相い類せるからであるとする。更に善無畏口説の『心地秘決』⁽³⁸⁾から「自性清淨心」を、一「自性清淨の義」、二「清涼の義」、三「光明の義」の三種の功能によって月の如くであるとする文を引く。これらの引用は、自心（自性清淨心）が月の如くであることを述べるもので、一「体相」や二「功能」と重複するような内容であるが、そこで更に「菩提の得難きに非ず。此の教に遇ふことの易からざるなり」とあり、この月輪觀・阿字觀によって速疾に果を証すること（速疾成仏）ができることとされ、『諸仏境界撰真實經』の文により、月輪觀によって菩提心を悟ることを示す。

そして竜猛菩薩・無畏三藏は、修行方法として、専ら菩提心の觀想であるこの月輪觀・阿字觀を勧めているとされ、しかし深秘の法であるから、心を以て心に伝え、翰墨に載せないともされる。そして若しそうであれば、何故にこの月輪觀を「体相」「功能」「方便」の三門の義によって述べるのかといえ、一切有情に皆分が有るからであるとし、『守護經』から十方の諸々の世界の、異類の衆生・諸根不具・五無間業を具足する等の諸衆生に、悉く皆分が有るとする文を引く。逆にいえば、ここに挙げられたような惡業の衆生であっても、月輪觀・阿字觀を修行することができる訳であり、それによって「功能」に示された惡業を消滅し、樂果・菩提を得ることができるといふことでもあろう。

また「緣務に牽かれて広行を修すること能はざる者」・「穢土を厭い、淨土を欣う者」は、この月輪觀・阿字觀を修すべきであると、『觀無量壽經』と『淨土論』を引用して、心（自心・菩提心）が仏・淨土となること

を示す。またこの『浄土論』の引用文は、一般に「浄土論」と称される菩提流志訳・天親（世親）菩薩造『無量寿経優波提舍願生偈』にも、その註釈にも、また迦才の『浄土論』や同種の諸本にも、管見の及ぶ範囲、見出すことができなかった。但し『無量寿経優波提舍願生偈』と同じく菩提流志訳・天親菩薩造とされる『金剛般若波羅蜜経論』に同文が見られる。内容が浄土について説く文であることと、『浄土論』と同じ作者・訳者であるために、成尊が間違えたものか、或は別にこの文を含む『浄土論』があったものか。断定はできないが、成尊が『金剛般若波羅蜜経論』を『浄土論』と間違えて名前を挙げたものと推定しておく。

またここでは、仏・浄土は自心に即して捉えられている訳で、『観無量寿経』の引用も、『浄土論』（『金剛般若波羅蜜経論』）の引用も、浄土往生を説くものであつたし、その前の『守護経』の引用は、成仏を目指せない悪業・異類の衆生を示すことで、次の浄土往生説への導入となっており、菩提心観としての月輪観・阿字観が、浄土往生の爲の行業とされている。ここに見られる浄土往生説は、二「功能」の最後に引用される『菩提心論』の「密嚴国土」「座を起たずして一切の仏事を成ずる」という引用と共に、往生即現身成仏としての密教浄土教説と見ることができる。

但し成尊・成尋の母も、『成尋阿闍梨母集』の中に自らの浄土往生信仰を語っているが、その信仰には密教浄土教的傾向は見受けられない。密教・顕教の区別のつかない、単純な後生善処的（或は厭離穢土・欣求浄土的）信仰のみのである。但しこの母はこの日記を書いた時に、既に八十歳を過ぎた老齢でもあり、そこに見られる厭世観を、単純に恵心院僧都源信（九四二―一〇一七）流の信仰に結びつけることは慎重でなければならぬ。また『法華経』各巻の歌や月を見て作つた月輪の歌などもあるが、はつきり往生信仰と結び付いているようには見られない。成尊・成尋共に密教僧でありながら、その母親の信仰においてこの様であることは、当時の中

下級貴族の信仰における一般的状況と見てよいのであろうか。それとも表に出ることの少ない女性の教養の範囲や年齢的な問題なのであろうか。この問題については、今すぐに結論を出せないが、成尊の場合には、このような母親の往生信仰を踏まえたものとして考える必要がある。勿論、『観心月輪記』が後三条天皇の敕命によるものとすれば、当然ながら後三条天皇自身の信仰の問題も考慮されるべきであるが、ここに特に密教浄土教としての月輪観・阿字観による浄土往生を示したのは、それらの条件を前提として、成尊が真言密教の教理・修行法による浄土往生を唱導する意味合いを持つものではないかと考える。

最後に、貴重な聖教写本の調査・閲覧及び翻刻に当たり、御高配、御配慮賜りました東寺真言宗教王護国寺御当局、東寺宝物館の諸先生、並びに大須観音真福寺宝生院御貫首岡部快圓台下に、衷心より甚深の感謝を申し上げます。また引用本文の検索には台湾・中華電子佛典協會の電子佛典を利用した。記して感謝の意を表する。

註

- (1) 『諸師製作目録』『大日本仏教全書』2『仏教書籍目録』二・三二三上。
- (2) 『諸宗章疏録』第三『大日本仏教全書』1『仏教書籍目録』一・一七五下。
- (3) 拙論『「最後灌頂常行心要法」について』『智山学報』第46輯・『豊山教学大会紀要』第25号合併号(平成9年)を参照。
- (4) 北尾隆心『密教瞑想の研究』(平成8年)。
- (5) 『伝灯広録』『成尊伝』『続真言宗全書』三三・三八〇上・三八一下。
- (6) 永井義憲『「仁和寺の律師」は成尊か——『成尋阿闍梨母集』人物考——』『大正大学研究紀要』第52輯(昭和41年)・同『成尊とその周辺——成尋および宇治大納言隆国——』『密教学研究』第9号(昭和52年)。両親については同『成尋阿闍梨母集の研究』『大正大学研究紀要』第43輯(昭和33年)及びそこに指示される玉井幸助『成尋阿闍梨の家系』『文学』第11巻7号(昭和18年)を参照されたい。
- (7) 興福寺本『僧綱補任』第四『大日本仏教全書』一二三『興福寺叢書』一・一九四下・一九七下。
- (8) 『東寺長者補任』『群書類従』第四輯『補任部』六四五下・

- 六四六上・湯浅吉美「東寺観智院金剛藏本『東寺長者補任』の翻刻(上)」『成田山仏教研究所紀要』第21号(平成10年一〇四上)下。
- (9) 『血脈類聚記』第四「権律師成尊付法」『真言宗全書』三九・八八下。
- (10) 『東寺長者補任』『群書類従』第四輯「補任部」六四六上・湯浅吉美前掲註(8)論文一〇四下。
- (11) 『扶桑略記』第二九卷「新訂増補国史大系」一二「扶桑略記」三一〇。
- (12) 興福寺本『僧綱補任』第四「大日本仏教全書」一二三「興福寺叢書」一・一九四上。
- (13) 岡崎和夫『成尋阿闍梨母日記の研究』「再建本文・索引篇」二〇三頁。また一一・一三・二五頁などに母を仁和寺に迎える律師の姿が述べられる。
- (14) 岡崎和夫『成尋阿闍梨母日記の研究』「再建本文・索引篇」一二七頁。また七六・七九頁には入宋直前の成尋が、淀に母と仁和寺の律師とを呼んで会った事が記される。また九五頁の母に答えた律師の「我もそのことを思ふなり。みずからのことしおいて、いますこしわかきを、とたのみし人の御ころ、かくよににぎりける。」という言葉を、通例、「いますこしわかき」を成尋のことと解し、律師が成尋よりも少し兄であったと解釈するが、永井博士は律師のことと見て、成尋の弟とする。筆者も永井博士の説に従う。
- 岡崎和夫『成尋阿闍梨母日記の研究』「再建本文・索引篇」
- (15)
- 五三・五四頁。この後、六六頁の方違と、一二二・一二三頁に、後三条天皇の退位に律師と母とが仁和寺に方違をすることがみえるが、その外に移動の記事が無いようであるから、律師と母とは、仁和寺ではなく都の中に住していたものと思われる。
- (16) 岡崎和夫『成尋阿闍梨母日記の研究』「再建本文・索引篇」一二五頁。
- (17) 岡崎和夫『成尋阿闍梨母日記の研究』「再建本文・索引篇」一二九頁。
- (18) 『血脈類聚記』第四「大御室性信法親王付法」『真言宗全書』三三・八六上)下。
- (19) 笠井昌昭編『公卿補任年表』四五・四六、「新訂増補国史大系」五三「公卿補任」第一・五〇二下・五四四上。
- (20) 「新訂増補国史大系」五八「尊卑分脈」第一篇・三五六。
- (21) 笠井昌昭編『公卿補任年表』二九・三一、「新訂増補国史大系」五三「公卿補任」第一・二五〇上・二九九下。
- (22) 『真言伝』第六「成尊伝」『大日本仏教全書』一〇六・一二三上)下。
- (23) 前註(8)参照。『東寺長者補任』『群書類従』第四輯「補任部」六四五下・六四六上・湯浅吉美前掲註(8)論文一〇四上)下。
- (24) 『血脈類聚記』第四「権律師成尊付法」『真言宗全書』三九・八八下「俗姓分明ならず。仁海の入室灌頂瀉瓶の弟子。」
- (25) 『元亨釈書』第九「成尊伝」『大日本仏教全書』一〇一・二

- (26) 四三下～二四四上。
 【伝灯広録】続巻第五「仁海伝」『統真言宗全書』三三・三六七上～三六九下。
- (27) 【真言伝】第六「仁海伝」『大日本仏教全書』一〇六・二一五下。
- (28) 【血脈類聚記】第三「僧正仁海付法」『真言宗全書』三九・七六上。
- (29) 【元亨釈書】第四「仁海伝」『大日本仏教全書』一〇一・一八二下～一八三上。
- (30) 【左経記】長元元年九月八日条、佐藤亮雄編『僧伝史料』一・二二一上・『増補史料大成左経記』二四四上～下。
 【同】十三日条、佐藤亮雄編『僧伝史料』一・二二一上～下・『増補史料大成左経記』二四五下～二四六上。
- (31) 【春記】十月七日条・同二十六日条、佐藤亮雄編『僧伝史料』一・二二一下・『増補史料大成春記』五下～六上。
- (32) 【徒師灌頂決疑抄】第一「真言宗全書」二七・七九下。
- (33) 【徒師灌頂決疑抄】第三「真言宗全書」二七・八八上「永承四年（己丑）正月十九日、醍醐寺に於て北尾聖人（常寂）に印信を賜る。次でに依て然る可く、印信の事を問ひ奉る。」として以下に問答がある。
- (34) 【史料綜覧】二・一一五下、【醍醐寺新要録】第一「延命院篇」醍醐寺文化財研究所篇『醍醐寺新要録』上巻・八四。
- (35) 【春記】十二月八日条『史料綜覧』二・一一九下、【増補史料大成春記】二五上。
- (36) 【醍醐寺新要録】第一「観音堂篇」醍醐寺文化財研究所篇『醍醐寺新要録』上巻・八〇。
- (37) 【醍醐寺新要録】第一「延命院篇」醍醐寺文化財研究所篇『醍醐寺新要録』上巻・八三。
- (38) 【醍醐寺新要録】第一「延命院篇」醍醐寺文化財研究所篇『醍醐寺新要録』上巻・八四。
- (39) 範俊を興福寺僧と推定するには拙論「実範の阿弥陀観—付・東寺観智院所蔵「観自在王三摩地」翻刻—」『智山学报』第50輯（平成13年）を参照されたい。
- (40) 【平安遺文】之〇・一四二八「醍醐寺延命院檢校頼昭解（三宝院文書五十一）」『平安遺文』古文書編四・一三九三上～一三九四上。
- (41) 興福寺本「僧綱補任」『大日本仏教全書』一二三「興福寺叢書」一・一六一上～一七五上、「東寺長者補任」『群書類従』第四輯「補任部」六四〇下～六四三下、東寺観智院本「東寺長者補任」湯浅吉美前掲註（8）論文一〇四上～下、【血脈類聚記】第三「仁海付法」『真言宗全書』三九・七七上。
- (42) 【園城寺伝記】第四「文殊千鉢経事」『大日本仏教全書』一二七・三七下「大雲寺成尋阿闍梨の舍弟成典僧正は、仁海僧正の弟子也。彼、千臂千鉢経をは舍弟方へ之れを送被れ、三井の塔院に納め奉る。仁海僧正、高野奥の院へ参籠の時、大師夢中に告げて云く、汝が弟子の成典阿闍梨は即ち我が後身也と云云。之れに依て帶出し忽々に行いて成典に向ひ

- 礼拝せ被る。」この後半の仁海が礼拝したという伝承は成典のものであるが、前半の成尋の舍弟というのは成尊のことである。
- (43) 『血脈類聚記』第三「小野僧正仁海付法」『真言宗全書』三九・七六上〜七七下。
- (44) 『從師灌頂決疑抄』第一「真言宗全書」二七・七五上。
- (45) 『從師灌頂決疑抄解題』「真言宗全書」『解題』一九二下〜一九四上。
- (46) 『從師灌頂決疑抄』第四「真言宗全書」二七・九三下。
- (47) 『史料綜覧』二・二一四上。
- (48) 『覺禪鈔』第十九「請雨法」上『大正藏經』図像四・六〇〇下〜六〇一上。
- (49) 前註(22)に同。
- (50) 『元亨釈書』第九「成尊伝」『大日本仏教全書』一〇一・二四三下〜二四四上。
- (51) 前註(22)に同。
- (52) 『阿婆縛抄』第百十五「愛染王」一。先蹤『大正藏經』図像九・二九九b「此の法、東寺を以て本と為す事、聊か其の故有り。憚り尤も多し。外聞す可からず。後冷泉院の御時、後三条院東宮に御坐しますの時、小野の成尊僧都、東宮の護持僧にて御前に祇候の時、東宮御髪梳るの間、御白髪一筋梳り落ちたるを御覧じて、成尊に「祈りを如何にする。是れを見よ」と仰せ被れ、御落涙の御気色有り。成尊、此の御気色を見て、日来、存知せず候。只御運に任せ
- て罷り過ぎ候畢んぬ。然れば身暇を賜り、殊に祈精す可きの由、申して本寺に入り籠め、愛染王七箇日供し奉るの間、後冷泉院御惱にて程無く崩御したまひ、東宮即位し給ひ了んぬ。但し御在位幾ばくならず。然れば御本意の如く成就すと云云。成尊は「無下に心短く御する君哉」と密々に申せり。誠に法験 焉なり。以ての外の事也」
- (53) 平等院鳳凰堂本尊阿弥陀像の寛文八年の奉加帳は毛利久「鳳凰堂本尊納入関係資料」『美術研究』第一八二号(昭和30年)に紹介されている。またこの号は鳳凰堂昭和大修理の調査研究の特集号であり、『仏教芸術』第31号(昭和32年3月)も同じく特集号である。
- (54) 高田修「鳳凰堂本尊胎内納置の梵字阿弥陀大小呪月輪考」『美術研究』第一八二号(昭和30年)。
- (55) 拙論「阿弥陀如来像と真言密教」『仏教文化学会紀要』第3号(平成7年)を参照されたい。
- (56) 『大正藏經』三三・五七四b。
- (57) 前掲註(4)北尾論文。
- (58) 『心地秘決』は善無畏口・一行記「最上乘受菩提心戒及心地秘決」のことで、善無畏口・西明寺慧警禪師記「無畏三藏禪要」の異本である。筆者の注目した水尾玄静(一〇九四)撰「入曼荼羅受三昧耶戒行儀金剛界」や荣海(一二七八〜一三四七)撰「儼避羅鈔」など、諸書に引用が見られるが(拙論「唐代密教に於る菩提心戒授戒儀について」『京藤昭俊教授還暦記念論文集宗教と文化』(平成2年)を

参照)、近年までその存在は知れていなかった。而し岩崎日出男氏により高野山・宝寿院所蔵本と京都・東寺観智院所蔵本とが発見・紹介され、本文の翻刻・校合が発表されている(岩崎日出男「宝寿院蔵『最上乘受菩提心戒及心地秘記』の研究—本文翻刻校合—」『高野山大学論叢』第

28号(平成5年)。前半に密教戒としての菩薩戒の授戒法軌を説き、後半に密教禪としての阿字観の修行方法を示している。本書への引用はこの阿字観に関する部分からである。

『観心月輪記』翻刻・校異・国訳

〔書誌について〕

東寺観智院本

東寺観智院金剛藏聖教・第一二〇箱一一号

室町時代末期天正二〇年(一五九二)七月宥禪写。粘葉装梔形。一帖。楮紙。原表紙共七紙一四丁。縦一七・一糎。横一五・七糎。押界(界高一四・五糎。界幅一・九糎)。頁七行。一行一二字。朱点(声点・室町時代末期)。墨点(仮名・室町時代末期)

〔外題〕観心月輪記〔外題下袖書〕成尊

〔内題・尾題〕観心月輪記

〔奥書〕本云／小野成尊僧都撰進／後三条院之書写云云／／正中二年乙丑十二月十七日賜一山／御本而於真

弓寺書写了本明／校合了／天正二十年初穠之日於金剛峰寺／書写了／宥禪

真福寺文庫本

宝生院真福寺文庫・合七（函架）番号七二・智山伝法院所蔵マイクロフィルム番号595-10。

南北朝時代・文和四年（一二三五）五月二八日宥恵写。粘葉装裱形。一帖。原表紙共五紙一〇丁。法量等不詳（マイクロフィルムニ拠リ、現物ヲ調査シテイナイタメ。但シ黒板勝美編『真福寺善本目録・續輯』ニ拠レバ、縦四寸九分〓約一四・八糎、横五寸二分〓約一五・八糎）。頁八行。一行一三―一四字。墨点（仮名・南北朝時代カ）

〔外題・内題〕観心月輪記〔外題下〕宥恵〔表紙右〕寶生院／廿四第七十二合

〔尾題〕ナシ

〔奥書〕羊僧（成尊）忝承教以命赤奮若／歲臘月臘日記之／／文和四年卯月二十八日於武州高幡／不動堂以

師主法印儀―（海）御本／書寫畢 金剛資宥恵

〔翻刻・国訳に当たって〕

一、翻刻には東寺観智院所蔵本を底本とし、真福寺文庫本を対校本とし、次の略号をもって示した。（底本・東

寺観智院本〓底、対校本・真福寺文庫本〓真）

二、本文の行取りは底本の通りとする。

三、本文の上欄に紙数・左右丁表裏と、括弧内にアラビア数字によってその通頁数とを示した。また通頁数は表紙分を除いた。

四、異体字・略体字は、一部を正字体に改めた（無（↑无）、最、惑（↑或）、譬、低、然、熟、珍、釋（↑尺）

など)。但し現在通用の字体と一致する場合は、写本の儘とした所がある（例・万、觀、来、覺、鉢、真、淨、円、国、普、即、与、為、惠（↑慧）、藏、惡、学、宝、竜、勸、尔、数、從、弥など）。またその中で正字体と異体字とが混用されている場合は写本の儘とした。また印刷の關係上、現在通用の字体を使用した箇所もある（例・德、一部のしんによつ、示偏など）。

五、疊字符は、その示す本字に改めた。或は原本の形態を損なうものであるかも知れないが、誤読を避けるが為である。

六、訓点（仮名・返点）は底本のまま示した。

七、国訳は、底本の訓点を主としながら、私に訓読した。

八、国訳では、概ね現在通行の字体（所謂新字体）を用いた。

九、国訳の下段に引用典拠を示した。

一右裏(表紙) 観心月輪記 成尊¹
(外題)

一左表(1) 観心月輪記

夫如來ノ聖教ニ有リ八萬四千塵砂²
法門一一ノ門入悉得成佛^{ルコトヲ}且依^{ラハ}
金剛頂經ノ說ニ一方便勸心月輪^{ナリ}
是則^チ遍照如來成道ノ法也若

能依^{クテ}此方便^ニ修^{セン}者現世得^ニ成^{コトヲ}無^二

上覺^ヲ矣其³月輪^ノ相^ニ三門分別^{アリ}一

一左裏(2) 者鉢相二者功能三者方便^{ナリ}初^{メニ}

鉢相^{トイハ}者謂^ク一切有情^ハ本有^ノ淨心^{ナルカ}

故^ニ攝真實經云一念^ノ見^{ルニ}淨心^ヲ圓^一

滿^{セルカ}如^シ秋^ノ月^ノ教王經云我^レ見^{ルニ}自心

形^チ如月輪^ノ亦是^レ菩提心^ノ相^{ナルカ}故^ニ心

1 成尊 眞ナシ

2 砂 眞沙

3 其 眞其心

4 故 眞ナシ

二右裏 (3)

地觀經云凡夫所觀、菩提心、相、
猶如^シ、清淨円滿、月輪、守護国界、
主陀羅尼經云清淨圓滿、色、

如^ニ凝雪^{コレル}、牛乳水精、而此、月輪、為^{ラス}

菩提心^ニ亦是普賢、身心^{ナルカ}、故、菩

提心論云其、円滿^{ハ円明者イハ}、則、普賢、

身^{ナリ}亦是普賢、心也金剛頂義^{ナリ}

決云謂、大日如来普賢、身心也三⁵

摩地輪遍空、塵界、其中、有情、即^チ

与如来智、光明、相、和合^{シテ}、一味^{ナルカ}、故⁶、梵^ニ

網經云一切衆生、皆有佛性、一

切意識色心、是、情、是、心、皆入、佛

性戒、中、如是有情、亦名、為佛、亦

不名佛功德智惠未明顯故亦

1 觀 (真) (補入)

2 心亦、菩提(10字)
(補入) (真)

3 滿 (真) 明

4 頂 (真) 頂經

5 也 (真) ナシ

6 相 (真) (補入)
7 故 (真) 故

二左表 (5)

名^ケ普賢^ト亦^ハ非普賢^ニ随分行願未^ニ
テイ 女龍反チヨウ 淳醴^ニ故名^ニ為有情^ト亦^ハ非有情^ニ如^ニ
シタウ アツシ 来藏^ノ性無^カ缺減^ニ故^ニ亦是阿字円

滿^{1ノ}故^ニ金剛頂瑜伽云^{ヘル}妙法白蓮一

肘間^{チウ}炳現^{ヘイ}阿字^ア索光色^ソ亦是^ト佛^レ

心^{2ノ}相^{ナルカ}故^ニ菩提心論云凡人心^ハ如^ク合

蓮華^ノ佛心^ハ如³滿月^ノ是則法空^ハ秋^ノ

月^{キイ}出^テ於輕霧^ム智地^{ヨリ}夏⁴蓮^ハ鮮^ス於凝^{ナリ}

雪^{ヨリモ}故^ニ云^ニ佛心^ハ如^ト滿月^ノ次^ニ功能^{トイハ}者^ハ心

二左裏 (6)

地觀經^ニ云三界之中^{チニハ}以心^ヲ為主^ト能^ク
スル 觀^ヲ心^ハ者^ハ究竟解脫^シ不^{サル}能觀^{スルコト}者^ハ究

竟沈淪^{チンリン}又歎^{タシ}菩提心^ニ定^{メテ}長行偈^{カウ}

頌^ニ有^ニ二十種^ノ功能^ニ長行^ニ云^ク此^ノ法^ハ能^ク

雨^{フラスコト}世出世^ノ財^ヲ如^シ摩尼寶^ノ滿^{ルカ}衆生^中

1 滿 (眞) 明

2 心 (眞) 性

3 如 (眞) (補入)

4 地 (眞) 池

三右裏
(7)

願^上此法能生^ル十方三世一切諸佛、
功德^{ナリ}本源^{ナリ}此法能銷^{クセウ}一切衆生、
諸^ノ惡業^ノ果^ヲ此法能與^{アツ}一切衆生、
所求^ノ願印^ヲ此法能度^ス衆生生

死^ノ險難^ヲ此法能息^{クヤム}一切衆生苦
海^ノ波浪^ヲ此法能救^イ苦惱^ノ衆生^ヲ

而^{タスク}佐^ニ急難^ヲ此法能竭^ス一切衆生^ノ
老病死海^ヲ此法善能出^ス生^ス諸

三右表
(8)

佛^ノ因緣種子^ヲ此法能為^ニ生死^ノ

長夜^ノ為^ニ大智^ノ炬^ト此法能破^{ハスル}四魔^ノ

兵衆^ヲ而作^ス甲冑^ヲ此法即是^ニ正^ニ
勇猛^ノ軍戰^ヲ勝族旗^キ此法即是

一切諸佛^ノ無上^ノ法輪^{ナリ}此法即是

最勝^ノ法幢^{ナリ}此法即是擊^{ウツ}大法^ノ

1 惱
眞海

2 為
眞与

三左表 (9)

鼓^{ツツミ} 此法即是吹^{フク}大法^{ノホラ}螺^ヲ 此法即
 是大師^{ナリ}子^{ナリ}吼¹王^{ナリ} 此法即是大師²
 子³ 此法即猶^シ如^下国^ノ大聖王^{ヨク}善能^ク
 正^{シク}治^{スルニ} 君⁴順^{ヘハ} 王化^{ニウ} 獲大安樂^ヲ 若^シ違^{スレハ}

1 吼 眞ナシ
 2 即 眞ナシ
 3 子 眞子吼
 4 君 眞若

王化^{ニツイテ} 尋^上被^{ルルカ} 誅滅^{チウ} 偈^ニ 云^ク 此法猶^シ如^下
 緩^{ソソ}潤^{キウ} 田^セ生^イ成^{スルコト} 長養^ヲ 依^{ルカ} 時^{ゴウニ} 候^一 攝^一 眞^二

實經^ニ 云^ク 若^タ 凡人⁵ 修^{セハ} 此^二 觀門^ノ 雖^ヲ 造^{トモ} 眞^二

5 凡 眞凡夫

五逆一闡提等^ノ 極重惡業^ヲ 悉^ク 皆^ナ

消滅^{シテ} 應^{シテ} 時^ニ 便^{チウ} 獲^{ヘシ} 五種^ノ 三昧^ヲ 守護^一

三左裏 (10)

經^ニ 云^ク 一^{ニハ} 者^ハ 刹那三昧^ニ 二者微塵三

昧三者漸現三昧四者起伏三

昧五者安住三昧^{ナリイカナルヲカ} 云何^{テスルヤ} 名^ニ 為^ス 刹^ニ

那三昧^{トク} 謂^ク 觀^{スルニ} 月輪^ヲ 刹那刹那^ノ 暫^ニ

時^ニ 相應^{シテツイテマタ} 尋復還^{ヘテ} 失^ス 是^ノ 故^ニ 名^{テス} 為^ス 刹^ニ

四右裏 (11)

那三昧^ト 云何^{イカナル} 名^ナ 為^ル 微塵三昧^ト 謂^ク
 於三昧^ニ 少分^ニ 相應^{スルコト} 譬^ハ 如^シ 有^ル 人^{ヒト} 不^サ
 識^{シラ} 蜜^ミ 味^ミ 得^{レハ} 微塵^{ハカリモ} 許^{ルコト} 在^ニ 其^ニ 舌^サ 根^{レトモ}
 愛樂安樂^{ニシテ} 都忘^{ルカケ} 飢渴^ケ 疾病^ノ 之^ノ

念^ヲ 但^サ 更^ニ 專心^ニ 希求^{スレハ} 多^ク 得^ウ 此^ノ 三昧^ノ

心^ヲ 亦復^ク 如^ク 是^ノ 少分^モ 相應^{レハ} 悉^ク 忘^{マウ} 一切^ス

煩惱^ノ 飢渴^ケ 轉^{ウタ} 更^ニ 求^メ 之^ヲ 心得^{ヘシ} 安樂^ヲ

云何^ヲ 名^テ 為^ル 漸現三昧^ト 謂^ク 由^テ 小^コ 得^{ウル}

安樂^ヲ 漸漸^ニ 增勝^シ 身^ノ 毛^モ 皆^シ 豎^シ 悲流^シ

四右表 (12)

淚^{ルイ} 如^ス 黑^ク 物^キ 中^ノ 見^ル 一^ニ 白^キ 縷^{イト} 此^レ 亦^モ 如^シ 是^ノ

由^テ 觀^ル 月輪^ニ 得^ル 少分^モ 住^ル 於^テ 無明^ノ 闇^ノ

煩惱之中^ニ 見^ミ 少分^モ 定心^ニ 微分^ニ 顯現^ス

云何^ヲ 名^テ 為^ル 起伏三昧^ト 謂^ク 觀行未^ダ

純^ハ 或^シ 起^ハ 或^シ 滅^ス 如^シ 秤^ヤ 低^ク 昇^リ 觀成^{スレハ} 惑^{ワク}

1多 (真ナシ)

2渴 (真渴心得安樂)

3心得安樂 (真ナシ)

4小 (真少)

5悲 (真悲泣)

6分 (真ナシ)

7昇 (真即)

四左表 (13)

滅^シ 観^{スレハ}失^{ワク} 惑^ス生^ヲ云何^カ 名^テ為^{スル} 安住^ニ三^ク
 昧^ト 由^テ前^{サキ} 四^ノ 定^ヲ心^ル 得^ニ 安住^{スル} 一^{コト} 悉^ク 能^ク 守^ク

護^シ 一^ニ 切^テ 善^ヲ法^ヲ 増^シ長^{アラタニ} 新^ニ 善^ノ 身^ヲ 心^ヲ 安^ニ

樂^{ナリ} 如^シ 盛^{セイ} 夏^カ 中^ノ 遠^ニ 涉^{ワタル} 砂^ニ 磧^{イサ} 熱^コ 渴^ヲ 日^ヒ

久^シ 忽^ニ 得^{レハ} 雪^ニ 山^ニ 清^ク 冷^ノ 美^ヲ 水^{アラユル} 所^ニ 有^ニ 熱^ヲ

渴^ノ 憂^ウ 苦^ク 皆^ニ 除^ク 此^レ 亦^シ 如^シ 是^レ 得^{レハ} 此^ノ 三^ノ

味^ヲ 業^ノ 惑^ノ 苦^ノ 惱^ノ 一^ニ 切^ニ 皆^ニ 遣^{ナヤル} 是^ヲ 為^ス 無^ニ

上^ニ 菩^ノ 提^ケ 牙^ヲ 生^{スト}

四左裏 (14)

大^ニ 日^ノ 經^ノ 供^ニ 養^ク 法^ニ 云^ク 若^シ 無^ハ 勢^ノ 力^ノ 廣^ノ

饒^{スル} 益^ル 住^{コト} 法^ニ 但^シ 觀^{ヘシ} 菩^ヲ 提^ヲ 心^ヲ 佛^玉 說^フ 此^ヲ

中^ニ 具^{サニ} 万^ノ 行^ノ 滿^{シテ} 足^ク 清^{シテ} 經^ト 白^{シユン} 淳^ノ 淨^ノ 法^上

大^ニ 日^ノ 經^ノ 云^ク 如^ク 是^ニ 真^{ナル} 實^カ 心^ニ 故^ニ 佛^ノ 所^ノ

宣^シ 說^玉 照^シ 了^ヲ 心^ノ 明^ニ 道^{ニシテ} 諸^ナ 色^ス 皆^リ 發^一 光^ヲ

疏^ニ 云^ク 若^シ 能^ク 入^ン 此^ノ 阿^ノ 字^ノ 門^ニ 者^ハ 即^ニ 能^ク

1 砂 眞破

2 牙 眞芽

3 饒 眞増

4 清經 眞淨

五右裏
(15)

識^{シル}於^ニ心處^ヲ 乃^ハ至^ル然^ニ 行者^ノ初^ニ学^ル 觀^ノ
 時^キ心^ハ未^レ純^ニ熟^ス 未^レ得^ル現^ニ前^ヲ 一^ニ當^ル先^ニ畫^ス
 作^サ妙^ス蓮^ヲ 如^ニ上^ニ所^ニ說^ス極^ニ令^テ微^ニ妙^ス兼^テ
 置^テ阿^ニ字^ヲ 常^ニ現^ニ前^ヲ 觀^シ之^ヲ 當^シ於^ニ円^{ナル}
 中^ニ畫^ス也^ハ 円^ハ者^ハ月^ノ 乃^ハ至^ル行^ニ者^ノ見^ル 円^ハ明^ノ
 阿^ハ字^ヲ 時^ハ能^ク遍^ニ諸^ニ方^ニ而^モ行^{スルナリ} 佛^ハ事^ヲ
 菩^ハ提^ハ心^ヲ 論^ハ云^ハ此^ハ菩^ハ提^ハ心^ヲ 能^ク色^ハ藏^{ルカ} 一^ニ
 切^ハ諸^ノ佛^ノ 功^ハ德^ヲ 法^ハ故^ニ若^{シハ} 修^シ證^ス 出^セ現^ハ
 則^チ為^ル一^ニ切^ノ導^ト師^ト 若^{スレハ}歸^ニ 本^ニ 則^チ是^ハ密^ヲ
 嚴^ハ国^{ナリ}土^ヲ 不^レ起^{シテ}于^ニ座^ヲ 能^ク成^ス一^ニ切^ノ佛^ノ事^ヲ
 讚^{シテ} 菩^ハ提^ハ心^ヲ 一^ニ曰^ク 若^シ人^ハ求^テ 佛^ハ惠^ヲ 通^{セハ}達^ス
 菩^ハ提^ハ心^ヲ 父^ニ母^ノ所^ニ生^ミ 身^{ナカラ} 速^ニ證^{セル} 大^ハ覺^ヲ
 位^{ナリ}
 後^ハ方^ニ便^{イハ}者^ノ菩^ハ提^ハ心^ヲ 論^ハ 云^ハ一^ニ切^ノ衆^ヲ

1 當^{眞ナシ}
 2 妙^{眞(補入)}

3 心^{眞ナシ}

4 則^{眞即}
 5 切^{眞切諸}

6 父^{眞又}

7 後^{眞復}

五左表 (17)

生本有^ノ薩埵^{ナレトモ} 為^ニ貪瞋癡¹煩
惱^ノ之^{ルルカテ}所²纏縛^ニ故^ニ諸佛^ノ大悲^ニ以^テ善
巧智^一說^ラ此^ノ甚深秘密瑜伽^一令^シ修^シ
行者^一於^テ内心中^ニ觀^セ日月輪^ヲ由^テ作^ニ
此觀^一照見^{スルニ}本心^ヲ湛然清淨^{ナルコト}猶^シ如^シ
滿月光遍^ノ虛空^ニ無^{キカ}所^ロ分別^{スル}亦名^{ケ下}
無覺了^一亦名淨法界^ト亦名^ク實

相般若波羅蜜海^ト能^ク含^メ種

種無量珍寶三摩地^ヲ猶^シ如^シ滿

五左裏 (18)

月^ノ潔白分明^{ナルカ}何者^{イカ}為^ニ一切有情^ハ

悉^ク含^{セリ}普賢之心^ヲ我^レ見^{ルニ}自心^ヲ形如^シ

月輪^ノ何^ヲ以^テ故^ニ以^テ月輪^ヲ為^ス喻^ト為^ス滿

月^ヲ円明^ノ躰^ト則^チ与^ト菩提心^ヲ相^ヒ類^{セリ}心

地^ノ秘決^ニ云即此^ノ自性清淨心^ハ以^ノ

1 癡 (真ナシ)

2 纏 (真ナシ)

3 為 (真謂)

4 以 (真ナシ)

六右裏 (19)

三義^ヲ故^ニ猶^シ如^シ於^キ月^ノ一^ニ者^ハ自性
 清淨^ノ義離^カ貪欲^ヲ垢^ニ故^ニ二者
 清涼^ノ義離^カ瞋恚^ヲ熱惱^ヲ故^ニ三者
 光明^ノ義離^カ愚癡^ヲ闇^ニ故^ニ乃至^{ルコト}成
 佛^ニ唯^レ是^ニ道^ニ更^ニ無^シ別^ノ理^ノ如^シ上^ノ
 所說^ノ非^ス菩提^ヲ之^ノ難^キ得^テ遇^フ此^ノ教^ニ
 之^ノ不^レ易^{ナリ}也^{ナリ}速疾^ニ之^ノ謂^イ誠識^ニ此^ニ由^{ウル}
 歟^テ是故^ニ一切^ヲ義成就^ス菩薩^ノ初^ニ

六右表 (20)

座^ニ金剛座^ニ取證^{シテ}無上道^ヲ遂^ニ蒙^{ルニ}
 諸佛^ノ授^ク此心^ヲ地然^モ能^ク證果^{スルカ}故^ニ攝
 真實經云汝觀^{シテ}淨月輪^ヲ念^ニ念^ニ而^ニ
 觀照^シ能^ク令^メ智^ヲ明顯^{ナラ}得^テ悟^ス菩提^ヲ
 心^ヲ又^メ竜猛菩薩盛^リ談^ス此^ノ觀^ヲ無^ニ
 畏三藏專^ラ勸^{ルコト}此^ノ觀^ヲ意^ニ在^リ此^ニ矣^ニ

1 垢 (眞ナシ)

2 座 (眞坐)

3 授 (眞授記)

4 令 (眞念)

5 悟 (眞ナシ)

6 又 (眞又然)

六左表 (21)

今於此中入修方便觀心次第

三密五支一十六重玄義百二

十八觀門深秘法故以心傳心

不載翰墨若爾何故演三門

義一切有情亦有分故守護

經云毗盧遮那世尊色究竟

天為天帝釋及諸天衆已廣

宣說我今於此菩提下金

剛道場為諸國王及与汝等略

六左裏 (22)

說於此陀羅尼門又云十方一切

諸世界中無量無數百千万

億異類衆生或有衆生諸

根不具或復具足五無間業

屠兒魅膾梅陀羅等於一切

1 提 (真) 提樹

2 与 (真) ナシ

3 類 (真) 教
4 有 (真) ナシ

七右裏 (23)

智不可思議¹三昧之中^ニ修習^一
趣入^{スルニ}悉^ク皆有^{ナリ}分^リ又^リ所^レ牽^ヒ緣^{ムニ}
不能修^{ルコト}廣行^ヲ者可^シ修^ニ此^ノ觀^一淳^一
淨法^ノ中^ニ具^{スルカ}万行^ヲ故^ニ又厭^ヒ穢土^一

欣^{ワン}淨土^ヲ者可^一修此^ノ觀^ヲ觀無量

壽經^ニ云^ク心想^{ヲモウ}佛^ヲ時^キ是^ノ心作^ル佛^ト

是^レ心^{ナリ}是^レ佛^{ナリ}諸佛^ノ正遍智海^{ハヨリ}從^一

心想^一生^{セリ}心相^{3ノキホカラカナレハ}月朗^ハ弥陀影現^{スルカ}故^ニ

淨土論云智^{ヲ以テ}習^ウ唯識^ノ通^ヲ如^{クシテ}是^ノ取^ル

七右表 (24)

淨土^一淨心^ヲ国土往生^ノ正業^{ナルカ}故^ニ諸

餘^ノ事業^モ亦復如^ク是^一隨^テ樂^{イニ}可^シ

得^一具^{サニハ}如^シ經論^ノ

觀心月輪記⁴

1 三昧 (真)ナシ

2 皆 (真)ナシ

3 相 (真)想

4 觀心月輪記 (真)ナシ

七左表
(25)

本云

小野成尊僧都撰進

後三条院之書写 云云

正中二年乙丑十二月十七日賜六山

御本而於真弓寺書写了本明

校合了

天正二十年初穰之日於金剛峰寺

書写了

宥禪

〔国訳〕 観心月輪記

観心月輪記（心月論を観ずる記） 成尊

序

夫れ如来の聖教に八万四千塵沙（＝塵砂）の法門有り。一一の門に入るに悉く成仏することを得たり。且らく『金剛頂經』の説に依らば、一の方便は観心月輪なり。是れ則ち遍照如来の成道の法なり。若し能く此の方便に依りて修せん者は、現世に無上覺を成ずることを得べし。

本論（心月輪の三門分別）

一、体相

其の月輪の相に三門の分別あり。一には体相。二には功能。三には方便なり。

初めの体相とは、謂く一切有情は本有の淨心なるが故に。『撰真実經』⁽¹⁾に云く「一念の淨心を見るに、円滿せること秋の月の如し」と。

(1) 『諸仏境界撰真実經』卷中「金剛界大道場品之余」「大正藏經」一八・二七四a「菩薩問言。大善提心其相云何。諸佛告言。譬如五十由旬圓滿月輪。清涼皎潔無諸雲翳。當知此是善提心相。作是語已。無量諸佛異口同音。說大善提心眞言曰。唵唵(二) 謨尼(上三) 室多(三) 牟膩婆(二合) 駄(四) 野頭(五) 如彼菩薩觀善提心。瑜伽行者亦復如是。爾時如來而說偈曰。一念見淨心。圓滿如秋月」

『教王經⁽²⁾』に云く「我れ自心を見るに、形月輪の如し」と。

亦是れ菩提心の相なるが故に。『心地観經⁽³⁾』に云く「凡夫の観ずる所の菩提心の相は、猶し清淨円満の月輪の如くすべし」と。

『守護国界主陀羅尼經⁽⁴⁾』に云く「清淨円満の色は、凝れる雪・牛乳・水精の如し。而して此の月輪を菩提心と為す」と。

亦是れ普賢の身心なるが故に。『菩提心論⁽⁵⁾』に云く「其の円明（⁽⁶⁾満）【円明といっぱ月輪なり】は則ち普賢の身なり。亦是れ普賢の心なり」と。

『金剛頂（+眞經）義決⁽⁶⁾』に云く「謂く大日如来は普賢の身心なり。三摩地輪遍空の塵界なり。其の中の有情は、即ち如来智の光明と相ひ和合して一味なるが故に。『梵網經⁽⁷⁾』に云く「一切衆生に皆仏性有り。一切の意識・色心の是の情、是の心は、皆仏性戒の中に入る」と。是くの如く、有情を亦是名づけて仏と為し、亦是仏と名づけず。功德・智慧、未だ明らかに顕はれざるが故に。亦是普賢と名づけ、亦是普賢に非ず。随分の行願、淳醴せざるが故に。名づけて有情と為し、亦是有情に非ず。如来蔵の性は缺減無きが故に」と。

亦是れ阿字円満の故に。『金剛頂瑜伽』に云く「妙法の白蓮一

(2) 『金剛頂一切如来真実摂大乘現証大教王經』卷一「金剛界大曼荼羅廣大儀軌品」（五相成身觀の初め）「大正藏經」一八・二〇七c「爾時一切如来雲集。於一切義成就菩薩摩訶薩坐等覺菩提。往詣示現受用身。咸作是言。善男子云何證無上正等覺菩提。不知一切如来眞實忍諸苦行。時一切義成就菩薩摩訶薩。由一切如来驚覺。即從阿婆那那伽三摩地起。禮一切如来。白言。世尊如來教我示我。云何修行。云何是真寶。如是說已。一切如来異口同音。告彼菩薩言。善男子當住觀察自三摩地。以自性成就眞言。自恣而誦。唯賢多鉢囉（⁽²⁾）底（⁽³⁾）丁（⁽⁴⁾）以反）微騰迦嚩呬。時菩薩。白一切如来言。世尊如來我遍知己。我見自心形如月輪」。

(3) 『大乘本生心地觀經』卷八「發菩提心品」第十一「大正藏經」三・三二八c「凡夫所觀菩提心相。猶如清淨圓滿月輪」。

(4) 『守護国界主陀羅尼經』第二「陀羅尼品」第二之二「大正藏經」一九・五三〇a「以堅牢智諦觀自心以爲月輪。當於鼻端不令弛散。清淨圓滿色如凝雪牛乳水精。而此月輪爲菩提心。此菩提心本無色相。爲未成就諸衆生故說如月輪」。

(5) 『金剛頂瑜伽中發阿耨多羅三藐三菩提心論』「大正藏經」三二・五七四b「然此五相具備方成本尊身也。其圓明則普賢身也。亦是普賢心也。與十方諸佛同之」。

(6) 『金剛頂經義決』「大正藏經」三九・八一七a「經既示現已爲普賢故金剛薩埵至菩提薩埵身。此第一攝相也。釋曰。謂大日如來普賢身心三摩地輪遍空塵界。其中有情即與如來智光明相和合一味。故梵網云。一切衆生皆有佛性。一切諸意識色心。是情是心皆入佛性戒中。如有有情亦名爲佛亦不名佛。功德智慧未明顯故。亦名普賢亦非普賢。隨分行願未淳醴。名爲有情亦非有情。如來藏性生缺減故。又普賢神力含無量身爲一體相。一切衆生不出不沒。住佛心時亦復如是。故云爲普賢故及薩埵身等」。

(7) 『梵網經』「大正藏經」二四・一〇〇三c「金剛寶戒是一切佛本源。一切菩薩本源。佛性種子。一切衆生皆有佛性。一切意識色心是情是心皆入佛性戒中」。

(8) 『金剛頂瑜伽修習毘盧遮那三摩地法』「大正藏經」一八・三二八b「八葉白蓮一時間 炳現阿字素光色 禪智俱入金

肘の間に、阿字素光の色炳現す」と。

亦是れ仏心の相なるが故に。『菩提心論』⁽⁹⁾に云く「凡人の心は合蓮華の如く、仏の心は満月の如し」と。是れ則ち、法空は秋の月輕霧より出でて、智地は夏の蓮凝れる雪よりも鮮かなり。故に「仏心は満月の如し」と云ふ。

二、功能

次に功能といっぱ、『心地観経』⁽¹⁰⁾に云く「三界の中には心を以て主と爲す。能く心を観ずる者は究竟じて解脱し、観ずること能はざる者は究竟じて沈淪す」と。又菩提心を歎ずるに、定めて長行・偈頌に二十種の功能有り。長行に云く「此の法は、能く世出世の財を雨ふらすこと、摩尼宝の衆生の願を満つるが如し。此の法は、能く十方三世の一切諸仏の功德を生ずる本源なり。此の法は、能く一切衆生の諸々の惡業の果を銷す。此の法は、能く一切衆生の所求の願印を与ふ。此の法は、能く衆生の生死の險難を度す。此の法は、能く一切衆生の苦海の波浪を息む。此の法は、能く苦惱（+眞海）の衆生を救ひ、急難を佐く。此の法は、能く一切衆生の老病死の海を竭す。此の法は、

剛縛 召人如來寂靜智」

(9) 『金剛頂瑜伽中兜阿耨多羅三藐三菩提心論』「大正藏經」三二・五七四b「凡人心如合蓮華。佛心如滿月。」

(10) 『大乘本生心地観経』卷八「観心品」第十「大正藏經」三・三二七a。次の長行の引用の直後の文「善男子。三界之中以心爲主。能觀心者究竟解脱。不能觀者究竟沈淪。」

(11) 『大乘本生心地観経』卷八「観心品」第十「大正藏經」三・三二七a「是薄伽梵。告諸佛母無垢大聖文殊師利菩薩摩訶薩言。大善此法名爲十方如來最勝秘密心地法門。此法名爲一切凡夫人如來地頓悟法門。此法名爲一切菩薩趣大菩提眞實正路。此法名爲三世諸佛自受法樂微妙寶藏。此法名爲一切饒益有情無盡寶藏。此法能引諸菩薩衆來到究竟自在智處。此法能引諸菩提樹後身菩薩眞實導師。此法能雨世出世財。如摩尼寶滿衆生願。此法能生十方三世一切諸佛功德本源。此法能銷一切衆生諸惡業果。此法能與一切衆生所求願印。此法能度一切衆生生死險難。此法能息一切衆生苦海波浪。此法能救苦惱衆生而作急難。此法能竭一切衆生老病死海。此法善能出生諸佛因緣種子。此法能與生死長夜爲大智炬。此法能破四魔兵衆而作甲冑。此法即是正勇猛軍戰勝旌旗。此法即是一切諸佛無上法輪。此法即是最勝法輪。此法即是擊大法鼓。此法即是吹大法螺。此法即是大師子王。此法即是大師子吼。此法猶如國大聖王善能正治。若順王化

善能く諸仏の因縁の種子を出生す。此の法は、能く生死の長夜の爲め（＝眞与も）に大智炬と爲る。此の法は、能く四魔の兵衆を破し、甲冑と作る。此の法は、即ち是れ正に勇猛の軍の戦に勝つ族旗なり。此の法は、即ち是れ一切諸仏の無上の法輪なり。此の法は、即ち是れ最勝の法輪なり。此の法は、即ち是れ大法鼓を撃つなり。此の法は、即ち是れ大法螺を吹くなり。此の法は、即ち是れ大師子吼（眞ナシ）王なり。此の法は、即ち（眞ナシ）ち是れ大師子（＋眞吼）なり。此の法は即ち猶し国の大聖王の善能く正しく治するに、若し（＝應君）王化に順へば大安樂を獲、若し王化に違へば尋で誅滅せ被るるが如し」と。⁽¹²⁾ 偈に云く「此の法は、猶し浚ぎ潤へる田の、長養を生成することは時候に依るが如し」と。

『撰真実経』⁽¹³⁾に云く「若し凡（＋眞夫）人の此の観門を修せば、五逆一闍提等の極重の悪業を造すと雖も、悉く皆な消滅して、時に応じて便ち五種の三昧を獲べし」と。

『守護経』⁽¹⁴⁾に云く「一には刹那三昧。二には微塵三昧。三には漸現三昧。四には起伏三昧。五には安住三昧なり。云何をか名づけて刹那三昧と爲るや。謂く、月輪を観ずる刹那刹那の暫

獲大安樂。若違王化專被誅滅。」

⁽¹²⁾ 『大乘本生心地観経』卷八「観心品」第十「大正藏経」三・三二八 a「此法猶如沃潤田 生成長養依時候」

⁽¹³⁾ 『諸仏境界撰真実経』卷中「金剛界大道場品之余」「大正藏経」一八・二七六 c「若凡夫人修此觀門。雖造五逆一闍提等極重惡業。皆悉消滅。應時便獲五種三昧。一刹那三昧。二微塵三昧。三白纒三昧。四隱顯三昧。五安住三昧。」（また「心地観経」にも同文が見られる「大正藏経」三・三二九 a「若有凡夫修此觀者。所起五逆四重十惡及一闍提。如是等罪盡皆消滅。即獲五種三摩地門。」）

⁽¹⁴⁾ 『守護国界主陀羅尼経』卷二「陀羅尼品」第二之二「大正藏経」一九・五三一 a b「善男子若復有人。能暫修習此三昧者。身心輕安。即能生於五種三昧。何等爲五。一者刹那三昧二者微塵三昧。三者漸現三昧四者起伏三昧五者安

時に相応して、尋で復、還つて失す。是の故に名づけて刹那三昧と為す。云何をか名づけて微塵三昧と為るや。謂く、三昧に於て少分相応すること、譬へば有る人の蜜の味を識らざれども、微塵許りも其の舌根に在ることを得れば、愛樂安樂にして都て飢渴疾病の念を忘るるが如し。但し更に專心に希求すれば、多く(眞ナシ)此の三昧心を得。亦復是くの如く、少分も相応すれば、悉く一切の煩惱の飢渴を忘す。転た更に之を求むれば、心に安樂を得。云何をか名づけて漸現三昧と為るや。謂く、少(眞小)しき安樂を得るに由て、漸漸に増勝し、身の毛皆な堅て悲しみ泣き(眞ナシ)流涙すべし。黒き物の中に、一の白き縷を見るが如く、此れ亦、是くの如し。月輪を觀するに、少分も住することを得るに由て、無明の闇・煩惱の中に於て、少分(眞ナシ)も定心を見れば、微分顯現すべし。云何をか名づけて起伏三昧と為るや。謂く、觀行未だ純ならざれば、或は起し、或は滅す。秤低り昇(眞即)るが如し。觀成すれば惑滅し、觀失すれば惑生ず。云何をか名づけて安住三昧と為るや。前の四の定心安住することを得るに由て、悉く能く一切の善法を守護して、新たに善の身心を増長し、安樂なり。盛夏の中に

住三昧。云何名爲刹那三昧。謂觀月輪刹那刹那。暫持相應尋復還失。是故名爲刹那三昧。云何名爲微塵三昧。謂於三昧少分相應。譬如有人不識蜜味。得微塵許在其舌根。愛樂安樂都忘飢渴疾病之念。但更專心希求多得。此三昧心亦復如是。少分相應悉忘一切煩惱飢渴。心得安樂轉更求之。云何名爲漸現三昧。謂由少得愛樂安樂漸漸增勝。身毛皆豎悲泣流淚。如黑物中見一白縷。此亦如是由觀月輪。得少分住於無明闇煩惱之中。見少定心微分顯現。云何名爲起伏三昧。謂觀行未純或起或滅。如秤低昂觀成惑滅觀失惑生。云何名爲安住三昧。由前四定心得安住。悉能守護一切善法。增長新善身心安樂。如盛夏中遠涉砂磧。熱渴日久忽得雪山清冷美水。所有熱渴憂苦皆除。此亦如是得此三昧。業惑苦惱一切皆遣。是爲無上菩提芽生。」

遠く砂（＝眞破）磧を渉る熱渴の日久しきに、忽ちに雪山清冷の美水を得れば、所有る熱渴の憂苦、皆な除くが如し。此れ亦是くの如し。此の三昧を得れば、業惑の苦惱、一切皆な遣る。是れを無上菩提の芽（＝眞牙）生ず、と為す」と。

『大日経供養法』⁽¹⁵⁾に云く「若し勢力の広く饒（＝眞増）益して法に住すること無くば、但し菩提心を観ずべし。仏、此の中には具さに万行を満足して清（＝眞淨）く白淳淨の法を経（眞ナシ）と説きたまふ」と。

『大日経』⁽¹⁶⁾に云く「是くの如く真実心なるが故に、仏の宣説したまふ所、照了の心明道にして、諸色皆な発光す」と。

『疏』⁽¹⁷⁾に云く「若し能く此の阿字門に入らん者は、即ち能く心処を識る。乃至、然るに行者、初学の観の時、心未だ純熟せず、未だ現前することを得ざれば、当（眞ナシ）に先づ妙蓮を画作すべし。上の所説の如く、極めて微妙（眞ナシ）なら令めて、兼ねて阿字を置きて常に現前せしめて之れを観じ、当に円かなる中に於て画すべし。【円とは月輪也】乃至、行者、円明の阿字を見る時は、能く諸方に遍じて而も仏事を行ずるなり」と。

『菩提心論』⁽¹⁸⁾に云く「此の菩提心（眞ナシ）の能色は、一切

(15) 『大日経』卷三「供養次第法中真言行学処品」第一「大正藏經」一八・四五c「若無勢力廣饒益住法但觀菩提心佛說此中具萬行滿足請白純淨法」

(16) 『大日経』卷三「成就悉地品」第七「大正藏經」一八・二二a「如是眞實心 古佛所宣說 照了心明達 諸色皆發光」

(17) 『大日経疏』卷二「成就悉地品」第七「大正藏經」三七・七〇五b「佛意言。若能入此阿字門者。即能識于心處。若知是處。即得眞實果也。」同七〇六b「然行者初學觀時。心未純熟未得現前。當先畫作妙蓮。如上所說極令微妙。兼置阿字常現前觀之。當於圓明中畫也。此圓明由如圓淨之鏡。其中極深阿字圓光。於中諦觀久久。即能現前分明見。既於外處見已。還觀自心。於圓明中而觀阿字。如阿字者當知摩等諸字例可解也更問行者內觀具足純熟見阿字時。其光從心中四散。普遍十方一切佛刹。此光從頂至足。周匝環繞行者之身。不可以喻言也。中略 行者見圓明阿字時。能遍諸方而行佛事。」

(18) 『金剛頂瑜伽中發阿耨多羅三藐三菩提心論』「大正藏經」

諸仏の功德の法を蔵するが故に。若しは修證し出現せば、則ち一切の導師と為る。若し本に帰すれば、則ち是れ密嚴国土なり。座を起たずして、能く一切の仏事を成ず。菩提心を讀じて曰く、若し人、仏惠を求めて菩提心に通達すれば、父母所生の身ながら、速やかに證せる大覺の位なり」と。

三、方便

後の方便とは、『菩提心論』⁽¹⁹⁾に云く「一切衆生は本有の薩埵なれども、貪瞋癡煩惱の為に纏縛せ所るが故に、諸仏の大悲、善巧智を以て此の甚深秘密の瑜伽を説き、修行者をして、内心の中に於て、日月輪を觀ぜ令む。此の觀を作すに由て、本心を照見するに、湛然清淨なること、猶し満月の光の虚空に遍ずれども分別する所無きが如し。亦、無覺了と名づけ、亦、淨法界と名づけ、亦、実相般若波羅蜜海と名づく。能く種種無量の珍宝三摩地を含め、猶し、満月の潔白分明なるが如し。何んとなれば、謂く（㊦㊧為）一切有情は悉く普賢之心を含せり。我、自心を見るに、形、月輪の如し。何を以ての故に月輪を以て喩と為るとならば、満月を円明の体と為す。則ち菩提心と相ひ類

三二・五七四c「故大毘盧遮那經云供養次第法云。若無勢力廣增益。住法但觀菩提心。佛說此中具萬行。漸足清白純淨法也。此菩提心。能包藏一切諸仏功德法故。若修證出現。則爲一切導師。若歸本則是密嚴国土。不起于座能成一切佛事。讀菩提心曰 若人求佛慧 通達菩提心 父母所生身 速證大覺位」

(19)『金剛頂瑜伽中發阿耨多羅三藐三菩提心論』「大正藏經三二・五七三c「一切衆生本有薩埵為貪瞋癡煩惱之所縛故。諸佛大悲以善巧智。說此甚深秘密瑜伽。令修行者。於内心中觀日（白）月輪。由作此觀。照見本心。湛然清淨。猶如満月光遍虚空無所分別。亦名無覺了。亦名淨法界。亦名實相般若波羅蜜海。能含種種無量珍寶三摩地猶如満月潔白分明。何者。爲一切有情。悉含普賢之心。我見自心。形如月輪。何故以月輪爲喩。謂（爲）満月圓明體。則與菩提心相類。」

せり」と。

『心地秘決』⁽²⁰⁾に云く「即ち此の自性清淨心は、三義を以ての故に、猶し月の如し。一には自性清淨の義、貪欲の垢を離れるが故に。二には清涼の義、瞋恚の熱惱を離れるが故に。三には光明の義、愚癡の闇を離れるが故に。乃し成仏に至ること、唯是れ一道にして更に別の理無し」と。

上の所説の如し。菩提の得難きに非ず。此の教に遇ふことの易からざる也。速疾之謂、誠に識る、此れに由る歟。是の故に一切義成就菩薩、初めて金剛座に坐（ $\equiv$ 座）して、無上道を取證して、遂に諸仏の授を蒙むる。此の心地、然も能く証果するが故に。

『撰真実經』⁽²¹⁾に云く「汝、淨月輪を觀じて、念念に而も觀照し、能く智をして明顯なら令めば、菩提心を悟ることを得」と。

又竜猛菩薩、盛りに此の觀を談ず。無畏三藏、專ばら此の觀を勧むること、意此に在り。今此の中に於て、入修の方便、觀心の次第に三密・五支・一十六重の玄義・百二十八の觀門あり。深秘の法なるが故に、心を以て心に伝へ、翰墨に載せず。

若し爾らば何んが故に三門の義を演ずるか。一切有情に亦、

(20) 善無畏口・一行記『心地秘決』（岩崎日出男「宝寿院藏『最上乘菩提心戒及心地秘記』の研究——本文翻刻校合——」『高野山大学論叢』第28号（平成5年）二一六頁（翻刻三〇〇行目）一・二七頁（三二四行目）「即此自性清淨心。以三義故猶如於月。一者自性清淨義・離貪欲垢故。二者清涼義・離瞋恚熱惱故。三者光明義・離愚癡闇故。所以喻月者・爲世人・皆共見取以爲喻。令其悟入觀習成就不須延從（促）。唯見心光明朗・更無一物亦不見。身之與心萬法不可得。猶如虛空。亦莫作空解。以無念。心體不可得故。說如虛空・非爲空想。久久純熟行住坐臥・一切時處・作意與不作意。任運相應無所礙。一切妄想貪瞋癡等・一切煩惱・不假斷除・自然不起。性常得清淨。依此修習・乃至成佛。唯是一道理無別理」。対応する「無畏三藏禪要」の箇所「大正藏經」一八・九四五b「即此自性清淨心。以三義故。猶如於月。者自性清淨義。離貪欲垢故。二者清涼義。離瞋熱惱故。三者光明義。離愚癡闇故。又月是四大所成究竟壞去。是以月世人共見。取以爲喻令其悟入。行者久久作此觀。觀習成就不須延促。唯見明朗更無一物。亦不見身之與心。萬法不可得。猶如虛空。亦莫作空解。以無念等故說如虛空。任運相應無所礙。一切妄想貪瞋癡等一切煩惱。不假斷除。自然不起。性常清淨。依此修習。乃至成佛。唯是一道理無別理」。

(21) 「諸仏境界撰真実經」卷中「金剛界大道場品之余」「大正藏經」一八・二七四b「汝觀淨月輪。念念而觀照。能令智明顯。得悟菩提心」

分有るが故に。

『守護經』⁽²²⁾に云く「毘盧遮那世尊、色究竟天にして天帝釈及び諸々の天衆の爲めに、已に広く宣説したまふ。我今、此の菩提下金剛道場にして、諸々の国王、乃び（+㊦与）汝等が爲めに、略して此の陀羅尼門を説く」と。

又云く「十方一切の諸々の世界の中の無量無数百千万億の異類の衆生あり。或は衆生の諸根不具なる、或は復、五無間業を具足する屠兒・魅膾・梅陀羅等有り。一切智不可思議三昧之中に於て修習・趣入するに、悉く皆分有り」と。

又、縁務に牽かれて広行を修すること能はざる者は、此の觀を修す可し。淳淨の法の中に万行を具するが故に。又、穢土を厭ひ、淨土を欣わん者、此の觀を修す可し。

『無量壽經』⁽²⁴⁾に云く「心に仏を想ふ時、是の心、仏と作る。是れ心なり、是れ仏なり。諸仏の正遍智海は心想従り生ぜりと。心相の月、朗らかなれば、弥陀、影現するが故に。

『淨土論』⁽²⁵⁾に云く「智をもつて唯識の通を習ふ。是くの如くして淨土を取る」と。淨心の国土は往生の正業なるが故に、諸余の事業も亦復是くの如く樂いに隨て得可し。具さには經論の

(22) 『守護国界主陀羅尼經』卷九「陀羅尼功德軌儀品」第九「大正藏經」一九・五六五c「佛告祕密主言。善男子毘盧遮那世尊。色究竟天爲天帝釋及諸天衆已廣宣説。我今於此菩提樹下金剛道場。爲諸國王及與汝等。略説於此陀羅尼門。汝當諦聽。」

(23) 『守護国界主陀羅尼經』卷第二「陀羅尼品」第二之二「大正藏經」一九・五三一a「諸佛子。十方一切諸世界中。無量無数百千萬億異類衆生。或有衆生諸根不具。或復具足五無間業。屠兒魅膾梅陀羅等。於一切皆不可思議三昧之中。修習趣入悉皆有分。除五種人何等爲五。一者不信二者斷見三者常見四者邪見五者懷疑。此五衆生不能趣入。何以故此深三昧。以大慈悲而爲根本。是五人無慈悲故。」

(24) 『佛說觀無量壽佛經』「大正藏經」一二・三四三a「佛告阿難。及韋提希。見此事已。次當想佛。所以者何。諸佛如來。是法界身。入一切衆生心想中。是故汝等心想作佛。是心即是三十二相。八十隨形好。是心作佛。是心是佛。諸佛正徧知海。從心想生。是故應當一心念。諦觀彼佛多陀阿伽度。阿羅訶。三藐三佛陀。」

(25) 『淨土論』については不明。但し菩提流志訳・天親菩薩造「金剛般若波羅蜜經論」にこの文が見られる。「金剛般若波羅蜜經論」「大正藏經」一五・七八六a「經曰。佛告須菩提。若菩薩作是言。我莊嚴佛國土。彼菩薩不實語。何以故。須菩提。如來所説莊嚴佛土者。則非莊嚴是名莊嚴佛土。是

如し。

観心月輪記

（東寺観智院本奥書）

本に云く、小野成尊僧都の撰進。後三条院の書写、と云云。

正中二年乙丑（一三二五）十二月十七日、六一山【室生山】の御本を賜り、真弓寺に於て書写し了んぬ。 本明

校合し了んぬ。

天正二十年（一五九二）初秋之日、金剛峰寺に於て書写し了んぬ。 宥禪

（宝生院真福寺文庫本奥書）

羊僧成尊、忝なくも教命を承り、赤奮若の歳（丑年）の臘月臘日（十二月晦

故須菩提。諸菩薩摩訶薩。應如是生清淨心。而無所住。不住色生心。不住聲香味觸法生心。應無所住而生其心。須菩提。譬如有人身如須彌山王。須菩提。於意云何。是身為大不。須菩提言。甚大世尊。何以故。佛說非身是名大身。彼身非身是名大身論曰。此義如是應知。云何知。偈言。智習唯識通。如是取淨土。非形第一體。非嚴莊嚴意。此義云何。諸佛無有莊嚴國土事。唯諸佛如來真實智慧習識通達。是故彼土不可取。若人取彼國土形相。作是言我成就清淨佛土。彼不實說」

日)を以て之れを記す。

文和四年(一三五六)卯月二十八日、
武州高幡不動堂に於て、師主法印儀海
の御本を以て書写し畢んぬ。

金剛資有恵